

平成 21 年 3 月 10 日 (火曜日) 第 1 回定例会

出席議員 (18 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	沖 津 一 博	議員
3 番	石 山 忠	議員	4 番	辻 登代子	議員
5 番	工 藤 吉 雄	議員	6 番	杉 沼 孝 司	議員
7 番	國 井 輝 明	議員	8 番	木 村 寿 太 郎	議員
9 番	鴨 田 俊 廣	議員	10 番	佐 藤 毅	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	菅 野 英 行 委 員 長
丹 野 敏 晴 農 業 委 員 会 会 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 長	奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
安 彦 浩 市 民 生 活 課 長	熊 谷 英 昭 税 務 課 長
犬 飼 弘 一 建 設 課 長	柏 倉 隆 夫 建 設 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	山 田 敏 彦 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長
犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長	安 孫 子 政 一 農 林 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長	秋 場 元 健 康 福 祉 課 長
今 野 要 一 (兼) 会 計 課 長	那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長
兼 子 善 男 病 院 事 務 長	荒 木 利 見 教 育 長
工 藤 恒 雄 学 校 教 育 課 長	高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長
兼 子 良 一 生 涯 学 習 課 長	片 桐 久 志 指 導 推 進 室 長
兼 子 良 一 水 振 興 課 委 員 長	片 桐 久 志 監 査 委 員
兼 子 良 一 監 査 委 員 長	清 野 健 農 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 4 号

第 1 回定例会

平成 21 年 3 月 10 日 (火曜日)

午前 9 時 30 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

再 開 午前 9 時 30 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、3 月 6 日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成 21 年 3 月 10 日 (火)

(第 1 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	市政執行の基本姿勢について	「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という目標の具現化に向けたルールの必要性とまちづくり基本条例(自治基本条例)の制定について。	16番 川越孝男	市長
8	住民監査請求について	「フローラ・SAGAEテナント料未収金の欠損処理」に対する住民監査請求の監査結果について		市長 監査委員

9	景気・雇用対策について	本市の景気・雇用の情勢と激変への対策について 工業団地への企業誘致と第4次拡張事業の計画の見通しについて 寒河江市の製品の宣伝、売り込みについて 農業における景気対策について	9番 鴨田俊廣	市長
10	中学校給食の実施について	中学校給食の早期実施について	15番	市長
11	子育て支援について	検討委員会の設置について 乳幼児医療の無料化について 定員オーバーとなっている保育所の増設について 認証保育所制度について	佐藤暘子	教育委員長 市長
12	教育行政について	父子家庭の医療費無料化について 私立高校生への学費補助の拡充について		教育委員長
13	少子化対策について	少子化対策推進の取り組みとして子育て宣言をすることについて 子どもすこやかプランの前期計画の進捗と後期計画への取り組みについて 病児・病後児保育の取り組みについて	17番 那須稔	市長
14	衛生行政について	妊婦健康診査について 産前・産後歯科健診診査の導入について 小学生の入院費の公費助成について		市長

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号7番、8番について、16番川越議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。私は、通告している課題について市長並びに監査委員に質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

私が議員として市政に参画して18年になります。この間、何とか改善したいと思い努力しても、解決されていない大きな課題があります。その一つは、市長と職員組合との関係です。それぞれの立場を認めあった上での信頼関係であります。二つは、みんなの意見を聞いて少数意見や反対の声にももっと耳を傾けて市政を進めてほしいという願いがかなえられていないことであります。

そのような中、昨年12月の市長選挙で「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」をスローガンに、「市民との対話を大切に、賛成・反対含め多様な意見を聞いた上で、長として判断したい。その結果については、理由をも含めて明らかにしたい」とする佐藤洋樹氏の姿勢を評価し、私の所属する社民党は推薦をし、多くの政党、団体、企業、そして市民の皆さんと一緒に選挙戦を戦ってまいりました。市長選挙では、相手陣営も含め果敢な政策論争が展開され、市有権者に選択の機会を保障できたことは、市民の市政参加の一步であり、喜ばしいことであります。佐藤洋樹市長を誕生させてくださった多くの市民の皆さんの御奮闘に、深甚なる敬意を表するものであります。

同時に、出馬を決意された佐藤市長の決断を評価し、今後市民の暮らしが大事にされ、かつ着実に向上し、市民が主体の民主的な寒河江市づくりのかじ取りとして大いに活躍されることを期待をし、改めて市長就任をお祝い申し上げます。

私は、当局と議会あるいは議員との関係というのは、互いの信頼の上にそれぞれの役割を理解し、尊重し合うことによって築かれるものと思っています。当局と議会や議員は、一定の距離と緊張感を保ちながら互いに切磋琢磨し合う仲でこそ、市民の信頼、市勢の発展も図られるものと信じています。したがって私は、議員として当然のことではありますが、一案件ごとに市民の立場に立って是々非々の立場で臨んでいること、市長並びに同僚議員や市民の皆さんにも御理解をいただきたいと思えます。

通告番号7番、市政執行の基本姿勢について「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という目標の具現化に向けたルール必要性と自治基本条例の制定について伺います。

私たち市民は、自治体という地方政府、国という中央政府、それから国際機構という国際政府の三つの政府との関係において生きているわけであります。今、自治基本条例が必要とされている背景には、一つは地方分権によって自治体の自己決定、自己責任という時代に入っております。したがって、それに耐えられるようなしっかりした自治体運営と政策活動のルールづくりが求められているのであります。

二つには、政策活動に必要な資源の減少と少子高齢化に伴う市民ニーズの多様化と増大、このギャップをいかに調整するか、そのためのルールが必要になっていることです。ところが、自治体でルールをつくるためには、その規範となるものがありません。国際連合には国連憲章という基本法があります。また、国には憲法という基本法があります。このもとに、法律がつくられています。したがっ

て、自治体にも条例をつくるための基本法があるべきであり、その基本法が自治体基本条例ということとあります。

自治体基本条例の内容は、団体自治としての市と国や県とのかかわりのほかに、住民自治のもととなる市民と市民の信託を受けた議会、同じく市民の信託を受けた市長と職員、及び市民相互間の関係ルールを定めたものであります。これが、市民主権の市政をつくる規範となるのであります。

これまでの先駆的自治体の多くは、首長の個性的な指導力によって進められてきました。ところが、客観的に幾らすぐれたまちづくりを行っていても、首長の個人的な力量に依存する分、自治システムの整備がおろそかになる危険性があります。今寒河江市が直面している中学校給食問題などは、まさに今の寒河江市勢の現状を映している鏡のように思えてなりません。市民と議会と市長及び職員、そして教育委員会との関係の問題だと思えます。寒河江市の政策システムの改善や政策法務の力量が問われているものだと思います。

したがって私は、佐藤市長の公約を具現化するためには自治基本条例が必要と考えますが、その必要性と条例制定についての佐藤市長の所見をお伺いいたします。

次に、通告番号8、「フローラ・SAGAEテナント料未収金の欠損問題」に対する住民監査請求の監査結果について伺います。昨年9月議会で、2007年度の寒河江市一般会計決算の承認案件は賛成多数で承認されましたが、私はフローラ・SAGAEのテナント料にかかわる未収金434万993円の不能欠損処理は問題であり、反対をしました。

問題点は、一つは連帯保証人に有限会社Aの代表取締役本人が個人の立場で名前を連ねていること。二つには、市の損失を防ぐために契約に敷金条項があるにもかかわらず、適切な運用をしないために未納額がふえていること。三つには、447万1,997円の未収金について、償還契約書を交わしているのに全く回収されず、行政として極めて無責任な対応であること。四つには、契約書などの数字や計算が誤っているなど、適正を欠く極めてずさんなものになっていることから、市民の方々の声を聞いた上で行政の公正・公平の原則と公の利益を守る立場から、フローラ・SAGAEのテナントに関する未収金のうち、有限会社Aにかかわる滞納額の増加や滞納金の未回収及び不能欠損処理は適正を欠く不当な処理であり、欠損分を補てんすることを求めて昨年11月28日住民監査を行ったのであります。

監査請求に当たって、「板挟みにあって職員に犠牲者が出ると悪いので、再考してほしい」との助言もありました。しかし、私は職員の個人攻撃をする考えは毛頭ありませんし、5年前から指摘しているにもかかわらず行政の自浄作用も働かず、監査委員の監査でも正されず、議会の決算審査でも多数で認定されてしまったために、一市民として問題点の是正も含め欠損分の補てんを求め、監査請求をしたのであります。個人攻撃でないことについては、請求書提出時や陳述の際にも申しあげてきました。それにも増して驚いたのは、「議員や市民が市政を批判すると、職員に犠牲者が出る」などということがあるとすれば、これこそ看過することはできません。自由に相互批判ができてこそ、民主的な市政がつけられるということ、全体で理解すべきであると痛感をいたしました。

住民監査請求に対する監査結果が、平成21年1月15日付で届きました。結論は、「請求人の主張には理由がないので、本請求は却下する」と言いつつも、市長に対する要望として、一つ、情報収集の強化と徹底。二つ、滞納整理行動基準の策定、三つ、適切な情報管理。四つ、テナント契約における保証人の確保。五つ、適正な事務手続の5項目が記されています。

今回の監査で、事務手続の不備を見つけても指摘でもなく要望となっています。監査結果の公表についても、市報には2月5日付の7ページの下、欄外に横1行、「市職員措置請求がありました。監査結果の公表について、市ホームページ『市政情報・監査委員』に掲載しています」というもので、内容についてはこれまで市報に掲載されていたものがホームページに変更され、市民に対する公開度は著しく低下、後退をしています。これでは、市民から「身内に甘い監査」との指摘は避けられず、時代に逆行していると言わなければなりません。

そこで、4点について伺います。

一つは、5年前から再三の指摘を受けている中で、多額の不能欠損処理となったことに対する行政の結果責任はないのか伺います。二つには、監査結果の公表はホームページによる公表に加え、従来やっていた市報への掲載もすべきと思うが、見解を伺います。三つには、今回の監査結果を見ると、市長に対し5項目の要望がなされています。5年前から監査委員が同席する決算特別委員会の中でも指摘されていたわけで、この間の監査委員自体の対応も含め、その結果についてはどのように考えておられるのか、以上3点については監査委員の見解を伺います。

そして、市長には、前市長よりこの監査結果について引き継ぎがされているとすれば、どのような引き継ぎを受けているのか。また、こういった実態を聞いての市長の感想と、こういった事態を起こさないためにはどうすべきと思っておられるのか市長の見解を伺って、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいまの川越議員からの御質問、大きく2点あるわけでありまして。市政執行の基本姿勢についてということと、住民監査請求についての御質問であります。順次お答えを申し上げます。

私は、施政方針におきまして市政を担うに当たり、子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる確かな未来づくりのために、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という目標のもとに、市民の皆さんと一緒に頑張って活力にあふれ魅力ある寒河江市を創造するため、全力で取り組む覚悟であることを表明させていただきました。

市民の皆さんと一緒に頑張ってまちづくりを進めていくというためには、市民の皆さんの市政への積極的な参画ということが基本になるわけでありまして。そういった意味で、私は市民の皆さんのもとに積極的に私の方から出向いて、ひざを交えて市政の発展をともに考え、また地域の課題解決と一緒に取り組むことが重要であるというふうに考えたところであります。そうした意味で、地域座談会の開催というものを公約に掲げ、既に開催をして実行しているところであります。

また、そうした市民の参画と参加というものでありますけれども、例えば最上川緑地整備について、21年度はグラウンドと芝生広場を整備するというところで申し上げておるわけでありまして、その整備の内容や活用につきましてこれまでの庁内だけの検討組織だけではなくて、地元の方々でありますとかスポーツ関係者の方々など市民の皆さんを交えた検討組織を立ち上げて、十分検討していくようにということで指示させていただいたところであります。

こうして、いろいろな場面を通じて市民の皆さんの御意見を十分聞いて事を進めていくということを中心に念頭に置いて、開かれた市政運営というものを進めていきたいというふうに考えているところであります。

御質問の住民自治基本条例というものでありますけれども、これは平成13年4月に北海道のニセコ町で施行された「ニセコ町まちづくり基本条例」というものが最初であるというふうに聞いています。自治基本条例は、まちづくりの基本原則でありますとか行政の基本ルールというものをもとに定められたものとして、自治体の憲法と言われるところでありますけれども、一般的に情報の共有でありますとか住民参加、協働について、また情報の公開、市民それから議会、首長、行政の役割と責任などが規定されているというところであります。

一方、こうした自治基本条例に規定するようなことは、憲法や地方自治法などがもう既に書いてあるんじゃないかというようなこと、また既に個別の条例において規定されている事項もありますことから、あえて制定する必要はないのではないかというような考えもあるわけでありまして。規定の内容が比較的抽象的になったり、また訓示的な内容になったり、宣言的な規程になってしまうというような懸念もあるわけでありまして。さらに、現行の法制度では憲法と法律の関係のように自治基本条例に反する条例は無効であるというような規定を定めることはできませんで、自治基本条例と個別条例は法規としては同位である、同じレベルであるということで、自治基本条例が最高法規性というものに対して疑念があるというようなことも言われているわけでありまして。

御質問は、自治基本条例を寒河江市として制定すべきではないのかというようなことであります。私は、先ほども申しあげましたけれども、まちづくりに対して市民の皆さんが広範囲に参加をしていただき、市民の皆さんの考えを十分に把握し、市民の皆さんと一緒に進めていくということを申しあげているわけであります。そういった意味で、市民へのさまざまな情報の提供、それから共有、市民の皆さんに対する説明というものも、もちろん大事にしていきたいというふうに考えております。こうした市民の皆さんと一体となったまちづくりを進めるに当たって、自治基本条例による確固たるルールというものを定めた方がいいのか、またそれとももう少し緩やかなフレキシブルな方がいいのか、また自治基本条例がある場合、それからない場合、実際のまちづくりにどういう差が出るのかどうか。条例の制定によって市民の皆さんのかわり、参加がどのように変わっていくのか、さらにはこうした条例の制定に対する市民の皆さんのニーズはどのようなかということ、現段階ではまだ不明な点も大変多いわけでありますので、そのために実際既に条例を制定している自治体の実態というものを十分調査しながら、研究していく必要があるのではないかと考えているところであります。

県内の状況を見ますと、市レベルでは長井市で平成18年の3月に施行されているほか、数町で制定されているわけであります。まだ基本条例の制定が数少ないという状況で、日の浅い条例であるわけであります。私としては、その効果というものを十分調査、検証させていただいて、市民の皆さんの声などもお聞きしながら、研究をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、住民監査請求についてのお尋ねであります。住民監査請求の件について、前市長からどのように引き継いでいるのかという御質問でありますけれども、率直に申しあげますと、このことについては前市長からの直接的な引き継ぎというものは特にございませんでしたが、監査委員でありますとか担当課から業務のレクチャーの中で、この件についてはつぶさに状況を報告を受けているところであります。

私としても、この住民監査の結果につきましては真摯に受けとめ、その中で監査委員からの要望ありました5項目については職員にも既に周知してあるわけでありますけれども、日常の事務執行において十分留意するよう、より徹底させていきたいというふうに考えているところであります。

具体的に申しあげますと、要望の第1点「情報収集の強化と徹底」ということでありますけれども、滞納が発生した場合には直ちに直接本人からの聞き取りを行って、滞納に至る情報収集を行うとともに、迅速で徹底した債権管理に努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

第2点の「滞納整理行動基準の策定」ということでありますが、例えばこの機会にフローラ・S A G A Eに関する業務マニュアルというものを作成して、事務手続の不備が出ないように対処しているところでございます。

さらに、3点の「適切な情報管理」については、個人情報保護条例に十分配慮しながらも、このたびの件を踏まえて私債権の管理についてその適正化を一層図っていかなければならないものというふうに考えているところであります。

第4点目にありました「テナント契約における保証人の確保」につきましても、契約時に第三者の

連帯保証人がつけられない場合、民間の保証会社を紹介しているところでありまして、債務保証の確保に一層努めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

最後の5点目「正確な事務手続」につきましては、法令や条例、規則等に沿った正確な事務処理が行われますように指導をさらに徹底していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上の対策等をというものを講じたところでありますが、このたびの住民監査請求の結果を踏まえて、改めて今後適正な債権の管理に一層努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

以上であります。

伊藤忠男議長 片桐代表監査委員。

〔片桐久志代表監査委員 登壇〕

片桐久志代表監査委員 さきの住民監査請求の監査結果を踏まえまして、3点について御質問がありましたので、順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、行政の結果責任はないのかというふうな御質問にお答えを申し上げます。

この件につきましては、昨年11月28日に川越孝男氏御本人から前市長に対し住民監査請求、いわゆる寒河江市職員措置請求がなされ、監査の結果をことし1月15日付で請求人に通知するとともに、市公告式条例に基づきまして市内8カ所の掲示場と市ホームページで公表したところでございます。

監査に当たりましては、請求人の陳述、今回の請求内容に係る業務にかかわった担当職員からの聞き取り調査、学識経験者として市の顧問弁護士からの意見聴取及び債務者の家族からの調査、聞き取りを実施するとともに、関係書類、関係法令、行政実例などの調査に基づき監査結果を決定したところでございます。

今回の監査を通して感じたことは、手続や未収金の収納対策の甘さがあったことは否めないところでありますが、フローラ・SAGAE撤退後の債務者の生活実態を見ますと、福祉サービスの需給や刑事・民事に係る諸事案もあり、法人についても実質倒産していることから、滞納している建物貸付料などの納付は困難であったと思われ、不能欠損処理はやむを得ない事務処理手続であると判断されましたので、市長に対し欠損分の補てんを求めた当該住民監査請求につきましては、市に損害を生じさせたと思われる違法または不当にこれらを怠る事実は認められない旨の監査結果を決定したところであります。

しかしながら、寒河江市にはフローラ・SAGAEの建物貸付料のほかにも、税、保育料、使用料など多くの未収金がありますので、今後債権管理を甘さを指摘されないよう、このたびの住民監査請求をきっかけとして市の財務事務全般について適正な事務処理がなされるよう、5項目について要望いたしましたところであります。この要望につきましては真摯に受けとめていただき、各課長を通じて全職員に周知されておりますが、このことは反省を踏まえてなされたものと思っております。

次に、監査結果の公表の方法についてお答えを申し上げます。御質問の公表の件につきましては、地方自治法第242条第4項に「住民監査請求の結果を公表しなければならない」規定が定められています。ただし、具体的な公表の方法、期間については定められてはいませんが、公表の定義といたしましては公告式条例による方法による掲示場への掲示や、官報への掲載などにより周知できればよいこととなっております。当市では、このたびの住民監査請求の結果の公表は、市公告式条例による掲示場による掲示と、ホームページによる公表を行ったところであります。

ここ数年の県内の市及び県の住民監査公表状況を調査してみますと、住民監査請求のあった四つの市が公告式条例に基づく掲示場での掲示による公表をしており、それとあわせてその4市のうち山形市と寒河江市がホームページで公表しているところであります。市報で公表している市はないようであります。また県においても、県公告式条例に基づき県公報、公の報でございます、県公報とホームページにより公表しているようであります。このことから、ホームページによる公表はIT社会における時代の趨勢によるものと認識をいたしております。

監査公表につきましては、今後とも公告式条例に基づく掲示場での掲示とホームページにより公表をしてみたいと考えております。

次に、監査委員の結果責任というふうな御質問もございました。御質問の建物の貸付料等に係る収納事務につきましては、監査委員といたしましては担当課の定例監査や決算審査の折に、書類審査や聞き取りにより監査事務を行ってまいったところであります。

当該未収金についての指導事項といたしましては、これまで「中心市街地活性化センター建物貸付料において、未収金が時効にならないよう早期回収に努力されたいこと」や、「建物の賃貸借契約の連帯保証人は、未収金の発生することも前提として、選定する際は考慮されたい」など、具体的に指導してきた経過がございます。しかしながら、当該未収金については不能欠損処理となったわけでありませう。

監査委員といたしましては、このたびの住民監査請求調査の実施を踏まえて、今後なお一層債権管理の実態や具体的な収納対策についても力点を置いて監査業務を遂行するとともに、課題となっている事案については随時監査を実施するなどの対応策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目に答弁をいただきましたので、すべての項目について答弁いただいたわけですが、現状を踏まえ、もう少し深めておきたいというふうに思いますので、再質問をさせていただきたいと思います。

それで、自治基本条例の関係でありますけれども、この関係についてはこれまでも一般質問で提案をしたり、お尋ねをしてきた経過があるわけでありまして、そのときと答弁はほとんど一緒ですけれども、今回変わったのは実態を調査してみたい、研究してみたい、市民の声も聞いてみたいという部分が、これまでの答弁より違ってきます。

ただ、私1問目でも申しあげましたし、市長自身行政経験長いわけでありまして、地方分権が法的になってまだ日が浅いわけ、2000年。もちろん、明治以降ずっと国と地方の関係は上下、主従の関係が続いてきておりまして、新憲法の中でも主権在民、そして地方自治がうたわれています。しかしながら、さきの地方分権が法的に成立するまでは、国と市町村の関係は主従の関係であったわけでありまして。

したがって、佐藤市長も行政経験長いわけでありまして、制度が変わってからの部分というのは非常に浅い。そして、先ほどの二セコ町も平成1年の4月に条例が制定されているわけでありまして、それ以降どんどんふえているんですね、今ね。そして、その必要性は先ほども申しあげました。何で必要になってきたのかという部分、繰り返しません。

そこで、私は二セコ町も視察を当時してきました、会派で。二セコ町のやつは自治基本条例の中で、これから研究されるというふうに思いますけれども、二つのスタイルがあるわけですね。一つは、この条例をもう市長の方で提案する際に行政だけの部分、議会を外した形の中での自治条例と、それから両方、議会も市長部局といいますが全体的なものを網羅した自治基本条例と、二つのスタイルがあります。個人情報保護条例は情報公開条例もそうですけれども、山形県の情報公開条例などは議会は議会、知事の方は知事の方、こういうスタイル。寒河江市の場合には情報公開条例は全部一緒になっていますけれども、こういう二つのスタイルがあるわけでありまして。それであと栗山町、これは議会独自で議会側の基本条例を全国で先駆けてつくった北海道の自治体でありますけれども、ここも私も議員での視察研修もしてまいりました。

あと、寒河江市が姉妹都市を締結している寒川町、ここも網羅した形の中で自治基本条例をつくっているわけでありまして。したがって、そういうことも含めてぜひ勉強会を、調査研究をしたいというわけでありまして、早急にやっていただきたいということと、あと基本的な部分は憲法や自治法で定められているということなんですけれども、そうでないんですね。ない部分があるわけですから、基本条例をつくってほしいという提案をしているんです。本当に網羅されているのかどうかも、この勉強、研究の中で明らかになるというふうに思いますので、ぜひ具体的に勉強会を立ち上げていただきたいということ、いつころなされるのかもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、住民監査請求の監査結果についてのお尋ねをいたしました。そして、監査委員は行政の結果責任についてはやむを得ないことではないというふうな見解をされました。その理由としては、法に違反するようなことがないと、違法なことがないので結果責任は求められない、というふうにお

っしやられたわけでありませうけれども。

そこで私は、違法なことがあれば警察の範疇になるのではないかというふうに思うわけです。行政の監査というのは、警察問題でないけれども、行政のやっている中で正常に行われていればこのような問題は起こらないと思うんです、起こらないと。結果的に不納欠損しなければならぬ、そして先ほど市営住宅なりあるいは保育料なども一緒に出されましたけれども、私はそういうものと商売するためのテナント、これの部分とはおのずから行政としても違った意味で見る必要があるのではないかというふうに基本的に私は思っています。そして、結果責任に対してはやっぱり是正も指導などもできる。その中でやった責任が問われないというふうなことであるならば、いかがなものかというふうに思うんです。改めて、その点についての見解をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、結果の公表の関係でありますけれども、よそのことを出されました。しかし、もう今の時代、地方分権で自己決定、自己責任の時代なんです。寒河江市はどうするか、寒河江市の監査委員がどうするかというような問題。もちろん、監査委員ですから1人でありません。2人いらっしやるわけがありますし、合議制です。ところが、寒河江市でのこれまでの住民監査請求は、市報で公表してきておる。これまではしてきておったんです。それが、後退なんだ。情報というのは、積極的な情報公開というのが今求められている自治体のあるべき姿、とるべき姿だというように私は思う。

そういうふうなことからすれば、「県内がそうですから、今後そのようにします」などというのは、非常に時代に逆行しているのではないかということ、1問目でも申しあげましたけれども、再度申しあげてこの点についての監査委員の考え方は改めてほしい。もちろん、今ここでは合議制ですので、2人での結果は先ほどの1問目の答弁だと思いますけれども、今後そのことについても議場で指摘があったということを受けとめていただいて、検討をしていただきたいということ強く申しあげておきます。

それから、また戻りますけれども、自治基本条例の関係です。二セコに行ったときに……。

伊藤忠男議長 川越議員、答弁を含めて……。

川越孝男議員 町長に直接説明を受けました。そうしたときに、今佐藤市長が言ったと同じように、私は住民の声を聞いて、そしてそういう手続を皆踏んでやっていくんだということ、町長でなくて職員の皆さんが「今何も問題ないんだべ。こういうふうにおらの町長はやってるぞ、ほれ」というふうなことで、職員は基本条例制定には慎重であった。

しかし、「長がかわった場合、必ずしもそういうことが次の人にも同じようなやり方をしてもらえ」という保証がないんです。したがって、いいやり方はきちっと条例化をすることによって、その自治体の基本的な運営というのがつくられるんです。したがって、私はきょう提案をして議会の同意も得て実現したんです」という町長のお話を聞きました。

したがって、寒河江市で今グラウンドワークという手法、これは全国にもあるいは全県にも誇っている手法でありますけれども、このこと一つをとっても懐いてもかわるんですね、制度としてできていないわけありますから。そういうものを本当にいいのであるならば、きちっと長がかわってもそういう手法は、あり方が引き継がれるような形をすべきだというふうなことを、私は痛感をしています。

そして、山形県内では非常におくれているというふうなお話がありました。全くだと思えます。こ

れは、山形県も含めて県は県のことでもありますから、県自体でそういうことを積極的に果敢に研究をしながら取り組んでいただきたいというふうに思います。そうしないというと、長が交代するごとに非常にさまざまな問題が派生をするという、こういうことであっては県民やあるいは市民にとって、主権者である住民にとって不幸なことだなというふうに思いますので、そういう意味もあって提案をさせていただいておりますので、ぜひ御検討をいただきたい。

ということで、何点かについての2問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まちづくりの基本条例の件でお尋ねでございます。私も、基本的には国、地方、対等な関係だというふうに思っているところでありまして、特に寒河江については先ほど川越議員が述べられたように、さまざまな形で住民参加の機運、というか実績でありますけれども、そういうまちづくりの活動というものが盛んに行われている市の一つではないかというふうに自負しているところでもあります。そうした市民主体の活動というものを積極的に推進していくということは、私にとりましても一つの市政の大きな支えであります。

そういった意味で、この条例につきましても先ほど答弁申しあげましたとおり、ぜひ勉強、研究していきたいというふうに思っております。4月に入りまして、新しい体制というものを踏まえて、できるだけ早い時期に研究を始めたいというふうに思っているところでございます。以上であります。伊藤忠男議長 片桐代表監査委員。

片桐久志代表監査委員 それでは、2点についてお答えを申しあげたいと思います。

最初に、行政の責任についての問いがありましたけれども、私は最初の質問のところには要望事項を申しあげたところでありますが、これについては真摯に受けとめていただき、そして各課長を通じて職員の方に周知していただいたというふうなことは、これまでのいろいろな事務を通して、至らない点もあったというふうなことを重く受けとめて、反省を踏まえてなされたものと思っております、こんなふうに答弁を申しあげたところでございます。

あと監査を通じては、先ほども申しあげましたようにこの要望事項を整理するに至った経過の中では、担当課の方にも聞き取りのほかいろいろな面で御指導申しあげているというふうなことは、先ほどの答弁の中にはなかったんですがそういうようなことも御指摘は担当課にはさせていただいております。

それから、仕事をする上で長は職員の指揮監督権というふうなものもあるわけでございますね。それから、職員には地方公務員法による職務専念の義務とか、服務規定に盛り込まれております「誠実、公正かつ能率的な職務の遂行」が求められるというようなことがうたわれておるわけでございますので、長も職員もお互い信頼関係に基づいて事務処理をしてきたんだというふうに思っております。

しかしながら、結果的にはこのような事態になったわけございまして、やはり先ほど申しあげましたように監査の結果を踏まえて、やはり反省すべき点があったなというふうなことから、監査の方で要望を出したことについては迅速に各課長、そして職員の方に周知して下さったなというふうに思っております。

それから公表でございますが、確かに平成8年のときの住民監査請求のときは、寒河江市報でも監査結果を載せておったようでございます。このたびの公表の方法については、先ほど御答弁申しあげたとおりでございますけれども、またさらにこういう監査の事務を進めるに当たっての監査のマニュアルというふうなものがありまして、これによりまして「公表については市公報」、公の報です、寒河江市報ではございません。「市公報に登載するなど、当該市の公告式条例に定める例に行う」と、こんなふうにマニュアルではなっておりますので、先ほど申しあげたことと今御答弁申しあげたことをあわせまして、監査委員側としては議会選出の鈴木議員と合議をいたしまして、このような公表

の方法を決定したというふうなことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 最後の部分、監査委員の公表については1問目に答弁あったんで、わかるんです。それを受けて、従来は寒河江市の場合住民監査請求の場合には市報でも公表していたと。そして、そういう問題というのは積極的な公開をし合う中で住民の理解が得られるものというふうに、私は信じていますので、したがって、その今回の部分はわかりましたけれども、次に向けて検討していただきたい。合議制ですから、もちろんここで回答は出てこないと思いますけれども、出されたことについて受けとめてほしいということをして2問で申しあげたんです。そのこの部分の回答がないんです。したがって、改めてこの部分については強く申しあげながら、見解だけお聞かせをいただきたい。

あと、自治基本条例については、そういうふうなことで4月から早い時期に勉強会を立ち上げたいというふうなことでありますので、このことについて市民の声も聞いて対応していきたいというようなことでありますので、職員だけでなく市民なども参加してそういうふうな勉強ができるというふうなことであれば、もちろん議会などもみんなかかわってこのものというのはつくり上げなければならない課題でありますので、その際にはそういった方々も入れて勉強できるようなことをしてほしいというふうに思いますけれども。このことについて、市長見解などあれば、あるいは考え方があればお聞かせをいただいて、私の質問をこれで終わりたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 いろいろ研究していきたいということで、多くの市民の皆さんの声なども、先ほど答弁しましたけれども、座談会などでもお聞きしながら、そういった声を踏まえて適切に対応していきたいというふうに思っているところであります。

伊藤忠男議長 片桐代表監査委員。

片桐久志代表監査委員 やはり、私ども監査の事務を進めるに当たっては、自治法とかいろいろな規則に基づいて手法を決定しなければならないわけでございます。ですから、このたびも先ほど来申しあげたような方法で公表させていただいたわけでございますが、議員は「今回の件は今回の件として、今後」というふうなことでございますので、これについては先ほど申しあげたようなことを基本としつつも、「御検討していただきたい」というふうなことでございますので、それはそれとして受けとめさせていただきたいと思います。

鴨田俊廣議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号9番について、9番鴨田俊廣議員。

〔9番 鴨田俊廣議員 登壇〕

鴨田俊廣議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、またこの課題に関心のある市民の意見をもとに、また市長の公約及び平成21年度の施政方針に沿ってこの質問をいたします。よろしく願いをいたします。

さて、佐藤新市長には御当選、また御就任、まことにおめでとうございます。お祝いを申しあげるところでございます。この不安定の世の中、また困難な世の中で、これから寒河江市の市政を担っていただける、その御努力に改めて敬意を表する次第でございます。

それでは、通告番号9番、景気・雇用対策について質問をいたします。

昨年9月の米国のリーマンショックを震源とする金融経済危機が、現在急速に世界を覆っており、このため金融の急激な収縮、実態経済におけるGDPの急降下が起こっており、企業業績の大幅な悪化に伴う急速な雇用の不安につながっております。これが、百年に一度の経済危機、深刻な景気後退局面との認識で、世界じゅうがその対策で奔走中であることは御案内のとおりかと思えます。

昨年の10月から12月の四半期の経済成長率はマイナス3%以下、年率でマイナス12.7%と伝えられており、今期決算では日本を代表するような企業や有名企業が軒並みの赤字の予想であり、これまで日本経済の牽引者である自動車産業は昨今急激に失速し、景気全体に大きな影を落としております。特に、トヨタ自動車は今年度営業赤字が4,000億円以上と予想され、昨年比で2兆数千億円の利益ダウンとの報道もあり、大きな衝撃となっております。

このような経済環境の中、各大企業においては生産調整が起こり、雇用の削減・調整、いわゆるリストラが本格化してまいりました。まずは非正規雇用者の解雇、給料の削減、そして正規雇用者の調整・削減に進んでいる模様であります。ことし1月の全国段階の雇用情勢では、有効求人倍率で0.67、本県では昨年2月に比べて半減となる0.45であります。

製造業を中心とした企業のリストラは、ことし3月までで全国で非正規雇用で15万8,000人、正規雇用で1万人ほどになっているとの報道もあります。地方の中小企業、下請企業の経営環境は、今後さらに厳しくなっていくものと予想され、当然本市の製造業の経営環境も厳しくなるものと思えます。また、各自治体の財政再建に伴う公共事業の削減や、農産物の価格低下による収入減が原因での消費行動の悪さなどもあって、地域経済の足を一段と引っ張っているようであります。当然、本市でも雇用の不安、リストラの不安が大きく増しており、景気・雇用情勢が急激に変化していることは想像にかたくないと思われまます。

市長は、「まずは景気対策だ」とおっしゃっております。そこでお伺いいたしますが、最近の本市全体の景気の動向や雇用情勢はどのようになっているのか、そして景気、雇用の急激な変化、悪化に対しどのように取り組んでいるのか、今後どのようにやっていくのか、お示しいただきたいと思えます。

ところで、市長は工業団地の企業誘致に取り組み、雇用の促進を図るとしてはいますが、現在のつる

べ落としのような不況により誘致に大きな問題点、心配点が出たものと思っております。今後の企業誘致はどのように進めていくのか、また工業団地の第4次拡張事業についてのこれからの見通し、展望もあわせてお伺いいたします。

日本経済は、貿易立国、輸出立国という方針もあり、外需頼みの経済だと言われてきました。経済危機の中、世界的にも工業製品の買い控えが起こっているため、先進国の中で日本の景気後退が特に著しいと言われております。このような中で、昨今少しでもいいからと、内需の拡大が叫ばれてきているところであります。

本市でも、これらに沿って今こそさらなる地産地消の推進を図り、農商工連携による本市産品の宣伝、売り込み、並びに新製品の開発への積極的な働きかけ、例えば情報の提供、また開発に対する補助なども大きな景気対策と考えます。これらに対する市長の見解と、市長の公約でもあるトップセールスについての考え方などもあわせてお伺いいたします。

最後になりますが、農業についての景気対策についてお伺いいたします。

本市の農業形態は、水田農業を基礎として果樹や施設園芸、そして観光農業などを組み合わせた複合農業として元気に発展してきた経緯があります。このような農業をしてきたことにより、本市農業の活性化が図られてきたものと思っております。そして、これを寒河江型農業と称して推進してまいりました。

本市における製造業が不振になったとき、せめて内需産業でもある農業が元気でいてもらいたいと思うのは、当然であります。そのためには、この寒河江型農業の維持、推進が今後とも必要であると思っております。このような寒河江型農業の推進について、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

現在、この寒河江型農業にも悩みが生じてきております。施設の老朽化や生産価格の不安定であります。この中で、特にさくらんぼ雨よけハウスについて申しあげてみたいと思います。

さくらんぼ雨よけハウスへの投資は昭和50年代から進んで、60年代、また平成初期に急速に建てられるようになりました。そのため、現在さびついて老朽化したものが数多く見られるようになっております。さくらんぼ雨よけハウスの老朽化は、そのままにしておくに近い将来さくらんぼ生産に大きな影響が出てくるものと思っております。さくらんぼハウスの老朽化は、さびによる耐久不足が生じ、ポリ張り作業などには非常に大きな危険が伴ってきて、最後にはそのポリ張りが放棄されてきて、さくらんぼの生産の不安定の要因となってまいります。さくらんぼの生産が少なくなった場合は本市の経済、本市の元気に少なからず影響が出てくるものと思っております。

平成17年現在、本市には約300ヘクタールの雨よけハウスがあり、30ないし40ヘクタールのハウス建てかえが急がれているとされております。そして、毎年10ヘクタール以上のハウス耐久年数が過ぎていくものと予想されております。ハウスの建てかえは、建設企業への支援にもつながるものと思っております。

ところで、本市ではさくらんぼと言えば佐藤錦であります。寒河江型農業の基幹作物であり、さくらんぼの中で植栽率が6割以上あり、本市、本県のブランドとなっている佐藤錦の現状について触れてみたいと思います。

佐藤錦の生産は、今三つの不安が押し寄せております。一つは後継者不足の高齢化、二つ目は地球

温暖化やミツバチの減少が起因と考えられている結実不良、そして三つ目は先ほど申しあげた雨よけハウスの老朽化であります。佐藤錦の生産維持には、一つでも不安を解消することが早急に求められております。あえて言えば、佐藤錦の安定的な生産維持が、本市さくらんぼ生産の主体であり、本市経済の元気に大いにつながるといふことでもあります。したがって、佐藤錦の結実不良対策や耐久年数の過ぎた雨よけハウスの更新に補助することは、今回の農業用の景気対策の主体、大宗であると位置づけているところであります。

佐藤錦を意識してのこの対策は、三つの側面があります。一つ目は、早急に求められる農業への景気対策であり、二つ目は本市全体に対する大きな経済対策であり、三つ目は日本一さくらんぼの里の維持、発展を図ることと想っております。以上のような側面がありますので、これはぜひ実行すべき対策だと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 鴨田議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。本市の景気・雇用対策について4点ほどございましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、市全体の景気・雇用情勢とその対応ということであります。本市におきましても、アメリカ発の金融危機から始まった世界同時的な景気後退を受けて、自動車、電機産業などの製造業を中心に減産態勢に入るなど、景気・雇用情勢は大変厳しい状況であります。

市におきましては、雇用動向調査として市内100社に対し、これまで2回アンケート調査や聞き取りを実施したところであります。1回目は昨年12月22日時点で調査を行いまして、73社から回答がございました。それによりますと、調査対象の昨年8月からことしの3月31日までの従業員の減員予定数は273人ということでございます。また、2回目の調査をことしの2月1日時点で行ったところでありますが、83社から回答がありました。3月末までは288人の減員、4月以降については58人ということで、合計して346人の減員を予定しているという調査結果が出ているところでございます。また、一方4月以降の求人予定につきましては、56人を新たに雇用するという回答も一緒に得ているところでございます。

市内の企業につきましては、部品製造工場が多いということから受注量が大幅に減少して、製造ラインの稼働率も大幅にダウンしているわけでありまして。雇用情勢も悪化している状況にあるわけでありまして。特に、昨年末には派遣社員の大規模解雇があり、ことしに入り契約社員の失業というものが多くなっているわけでありまして。企業にとりまして、大変厳しい経営環境でありますけれども、雇用をつなぐための支援制度であります国の中小企業緊急雇用安定助成金制度の活用でありますとか、ワークシェアリングなどの導入による雇用の維持・確保の努力も続けられているところでございます。

また、外需関連企業では、その技術をほかの製品開発に向けるなどの多角化を図って、販路を国内向けにシフトするほか、熟練技術による製品の差別化でこの不況を乗り切ろうとしている会社もあるわけでございます。そういった企業の状況になっているということでございます。

次に、失業者の状況ということでありまして、寒河江公共職業安定所の調べによりますと、有効求人倍率は昨年12月の0.50倍から1月には0.31倍と、急激に悪化しているわけでありまして。月間有効求人者数657人に対して、求職者数2,131人という状況であります。寒河江公共職業安定所では、管内の各事業所に対して1人でも多くの求人募集を出していただくようということで、要請をしている状況でございます。

こうした厳しい景気・雇用情勢にありまして、本市といたしましては関係機関、団体の代表者からなる雇用対策本部会議というものを、第1回目でありまして1月9日に開催をして、情報交換を通じて本市の景気・雇用対策を講じているわけでありまして。また、来る3月16日にも第2回の雇用対策本部会議の開催を予定しているところでございます。

市の具体的な景気・雇用対策につきましては、さきの2月20日の第1回臨時会におきまして一般会計補正予算を御可決いただいたわけでありまして、その中で約7億円については定額給付金事業、ま

た生活対策臨時交付金事業として2億3,800万円ということであります。これにつきましては、生活関連道路の整備でありますとか、市民体育館の改修などの発注、さらにはプレミアム付商品券発行事業に充てるということで、国・県との連携による景気浮揚、雇用創出を図っていくことにしているところであります。

また、国の第2次補正予算に伴いまして、新たに地域内のニーズがあり雇用継続が見込まれる事業のうち、地域求職者などを雇い入れて安定的に雇用機会を創出をいたしますふるさと雇用再生特別交付金事業でありますとか、緊急的に一時的なつなぎ就業の機会を提供する緊急雇用創出事業についても、これから3年間で約1億7,500万円の事業が寒河江市に配分になるという見込みでございます。二つの事業を合わせまして、約100人の新規雇用が見込まれるところでございます。

また、市の臨時職員につきましては2月に9人を緊急雇用いたしました。4月以降におきましても緊急雇用について継続して実施してまいりたいということで、今考えているところでございます。さらに、失業された方のための雇用相談窓口の設置でありますとか、雇用動向調査のさらなる継続、また市内中小企業の経営安定に向けた融資制度の周知、さらにはハローワーク開催の就職面談会のPRなど、雇用の安定に向けて関係機関と連携を図りながら、一丸となって対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、寒河江中央工業団地の第4次拡張事業計画に係る、現在の状況という御質問でございます。市の中央工業団地は、現在団地面積約152ヘクタールに及んでいるわけであります。残っている分譲可能面積は、約8ヘクタールというふうになっているわけであります。こうした状況の中で、各企業の工場再編や災害に対するリスク分散などの動きによる新たな工業用地の需用にこたえていくとともに、地域住民の市民の皆さんの雇用の場の確保と寒河江市の産業振興のために、第5次振興計画に基づきまして新たにテープ工業の南西側約22ヘクタールを第4次拡張分として造成すべく、これまで計画を進めてきたところであります。

御案内のとおり、計画地につきましては農業振興地域の農用地区域でありましたが、これまでと同様に農村地域工業等導入促進法に基づく工業団地として、農用地区域から除外することについて、東北農政局との事前協議を進めてきたところであります。国営かんがい排水事業の受益地でありましたことから難航しておりましたが、昨年12月に事前協議が調い、12月下旬に第3次から第4次に拡張する農工計画の変更告示をして、ことしの1月には約22ヘクタールの農振除外について県知事の同意を得て告示をしたところであります。

その間、市土地開発公社に拡張整備を依頼をいたしまして、平成20年昨年10月に、地権者に対して第4次拡張事業に対する説明会を開催し、計画の概要、今後の予定、土地の価格等について提示をして、地権者の皆様の協力をいただいてことしの1月に用地売買契約を行ったところでございます。その後、農地転用及び開発許可の申請を行って、去る2月23日に許可をいただいたところであります。

これは、企業側の立地決定から工場建設、操業開始に至るまでのスケジュールにできるだけスムーズに沿えるように準備を進めているもので、造成については企業ごとに誘致のめどが立った時点で始める予定であります。

今後の企業誘致の見通しということでございますけれども、この第4次拡張分の企業誘致の状況につきましては、昨年秋以降の御案内のとおり世界的な景気後退の波が日本国内にも及び、企業誘致活

動にも大変な厳しさがあるわけでありますが、現在は数社と立地について話をさせていただいているところでもあります。今後とも、寒河江市の優秀で豊富な人材、さらには地理的立地条件のよさとあわせて、企業立地促進法に基づく固定資産税課税減免等の優遇措置、さらには県がこのたび大幅な充実を予定しております企業立地促進補助制度等をアピールをし、できるだけ早期に立地が進むよう、積極的な誘致活動を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

3点目でございますけれども、地産地消の推進を図り、農工商連携による本市産品の宣伝、売り込みということについての考えはどうかという御質問でございます。

初めに、特産品ということについてお話を申しあげますが、本市には寒河江に寒河江市物産連絡協議会、御案内かと思いますが協議会がございます。みそ、しょうゆ、木工品、ハチみつ、鯉のぼり等々製造して販売をする業種15人の会員で構成されているわけでもあります。この協議会、毎年恒例となっております社団法人山形県観光物産協会が実施いたします山形県の観光と物産展に出店をしているわけでもあります。東京の日本橋、新宿、大阪、名古屋などの全国屈指の大手デパートで開催する年間で10回程度の観光と物産展に出店し、その季節に合った本市の農産物を中心にした旬の味覚、地場産品、話題商品等を全国に紹介・宣伝し、本市の特産品の販路拡大に大きく寄与しているところでございます。

また、新技術の開発、新商品ということで御質問もございました。去る1月20日行われましたアメリカのオバマ大統領の就任式の際、御夫人のミシェル夫人が身につけておられた黄色のニットカーディガン、本市の繊維会社で開発されたモヘア糸が使用されたということで、大変話題になったわけがあります。世界的なブランド社の二ナ・リッチなどが関心を寄せたことによりまして認知度が高まり、寒河江市の新たなブランドを世界に発信することができたというふうに思っているところでございます。

また、財団法人食品産業センターが主催する今年度の優良ふるさと食品中央コンクールにおきまして、市内の大手食品加工会社が開発したロールケーキが見事農林水産省の総合食料局長賞に輝いたわけでもあります。これは、従来製品化が困難でありましたラ・フランスの果実のパウダーを使用して、その香りを生かしていること、またクリームにパウダーを加えて果実も入れ込んで、独特の食感が味わえるということで高く評価されて受賞に至ったそうでございます。こうしたことにつきましては本市の地産地消、さらには農工商連携の宣伝、売り込みを先駆けてそういうことをやっていたという明るい話題でありまして、大変喜ばしいことだというふうに認識しているところでございます。

また、観光農業につきましては寒河江市周年観光農業推進協議会において事務局のJ A さがえ西村山、そして生産者、寒河江温泉協同組合、株式会社チェリーランドさがえ、市など、関係機関、関係団体が連携を強化して全国ブランドのさくらんぼを初めとする各種果物狩りなど、本市が誇ります周年観光農業について全国に向けてキャンペーンを展開している状況でございます。平成20年度につきましては、10月から1月にかけて東京などの首都圏が3回、西日本が1回、東北が1回、北関東が1回、北陸が1回等々、合計で8回にわたり東北から九州まで全国各地にさくらんぼ狩りの予約など、安全・安心な寒河江ブランドのセールスキャンペーンを実施していただいているところでございます。

一方、農産物の消費拡大につきましては、関係機関と十分連携しながら積極的に運動を展開してい

るところでございます。特に西村山1市4町及び県の農業技術普及課、JAさがえ西村山でさがえ西村山農産物安全・安心推進会議というものを設置しているわけでありまして。その会議におきまして、生産者と行政が毎年直接京浜地域に出向き、消費宣伝活動を実施しているところでございます。

また、御案内の新たなブランドとして、市の方でも奨励しております紅秀峰の新規販路と消費拡大を図るために、平成19年度から市長、それからJAさがえ西村山の組合長、それから生産者がみずから阪神地域の消費地に出向きます、いわゆるトップセールスを行っているわけでありまして。来年度につきましても実施していくということで、大阪の幼稚園などで園児や保護者を対象に宣伝活動を新たに行っていきたいというふうに考えているところでございます。こうしたように、今さまざまな対策を講じているところでございます。

これまでも地産地消、さらには消費拡大、販路拡大の推進を図るために、県内外に向けて寒河江の特産品、それから農産物のPR、情報発信をし、ブランド化の推進というものに努めているわけでありましてけれども、特に現在の厳しい経済状況のもとであります、地域の基幹産業であります農林水産業、地域経済の中核をなす中小企業との連携というものが大変大事である、重要であると認識しております。今後とも、農工商連携による本市特産品の新たな開発、宣伝、売り込みを積極的に展開をし、寒河江市の経済の活性化に一層努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後でございますけれども、農業における景気対策についての御質問でございます。

まず、寒河江型農業の振興についての見解ということでございますけれども、御案内のとおり寒河江市の農業1戸当たりの経営耕地面積は1ヘクタール未満ということで、小規模であるわけでありまして、仙台市へ約1時間の地理的優位性を十分積極的に生かしながら、水稻と果樹を基本に野菜、花卉等を加えた複合経営を主体として、さくらんぼや全国有数のバラなどブランド力の向上と高付加価値化を図る寒河江型農業を積極的に推進し、地域の主産地の地位を確立してきたわけでありまして。

しかしながら、御案内のとおり農業をめぐる情勢、担い手不足や高齢化ということで生産構造の脆弱化、さらには産地間競争の激化など、日々非常に厳しい現実と直面しているわけでありまして。また、国におきましては食料・農業・農村政策審議会に新たな計画策定を諮問し、減反政策の見直しなども含む大がかりな変革作業が開始されたということでございます。

このような状況の中で、寒河江の元気ある農業を振興していくというためには、認定農業者、さらには集落営農組織を中心に農業を職業として選択し得る、魅力とやりがいのある産業として確立していくことが重要でございます。そのため、魅力ある担い手の育成、集落営農組合の法人化に向けた取り組みを、関係機関とともに支援していかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、新たに農産物ブランド化推進事業というものを、新年度創設をいたします。さくらんぼ、バラ、エダマメなどのブランド化を一層推進していくとともに、観光面にも結びつく重層的な取り組みの中で、さらなる寒河江型農業の振興を図り、元気のある寒河江の農業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、佐藤錦の2年続きの結実不良に対する対策という御質問であります。御案内のとおり、本市のシンボルでありますさくらんぼにつきましては、農業はもとより観光振興においても重要な資源でございます。寒河江市の財産であるというふうに思っているところでございます。しかしながら、基

幹品種であります佐藤錦については2年続きの作柄不良となっているわけであり、JAさがえ西村山への生食の出荷量では、19年は489トン、20年は494トンと、平成10年から18年までの平均650トン大きく下回っているわけであり、こうした状況に対応していくためにJAさがえ西村山では、さくらんぼ産地危機突破中間検討会というものを開催をいたしましたし、JAさがえ西村山と県の西村山農業技術普及課が「ならせるさくらんぼづくりプロジェクトチーム」というものを組織をし、作柄不良の要因や対策を検討して、その結果を研修会等を通じて農家の方々にお知らせしているところでございます。市といたしましても、引き続き関係機関と連携のもとに、栽培管理等の情報提供を行うとともに、新年度予算のポリネーション導入補助を増額するなど、積極的な対応を努めていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、老朽化した雨よけハウス更新についての御質問でございます。さくらんぼの雨よけハウスにつきましては、先ほど鴨田議員の御質問にもありましたが、高品質で安定的な収穫確保を目的に、昭和50年代から国・県並びに市単独の補助金を積極的に導入をして設置をしてきたところでございます。このことによりまして、現在では本市のさくらんぼ栽培面積の約80%に設置をされまして、降雨による裂果被害防止が図られ、高品質で安定的なさくらんぼ生産体制を確立し、主産地の地位と農家収入の向上につながったものと考えているところでございます。

更新に対する補助ということでございますけれども、これまで実施してきました雨よけハウス施設設置に対する補助事業と申しますのは、すべて露地栽培から雨よけ施設整備により高品質の生産を目指した農家に限って行ってきた、新たな栽培手法確立に対する支援というものであったというふうに理解しているところでございます。現在行っている紅秀峰の雨よけハウス設置補助につきましても、新たなブランド品の確立支援という観点に立って、意欲があり栽培の継続が可能な、確実な農家に限って補助を行っているというものでございます。

御案内のとおり、県では気象変動に左右されにくい技術として開発された、長期被覆による作柄安定施設栽培を早急に普及させるために、さくらんぼ産地活性化緊急対策事業を創設をいたしまして、21年度予算に3億円余計上しているところでございます。内容を見ますと、ただ単なる従来型の雨よけ施設更新というのは対象外でありまして、長期被覆、低樹高化5.5メートル以下、それから園地の受粉樹が3割以上というのが導入条件のようでありまして、風害防止用のネットや冠水設備が必要な機能向上タイプと、屋根の被覆部分を1メートル程度長くし、巻き上げ装置など昇温防止装置が必要なフル装備タイプという二つのタイプがあって、一步前に進む施設導入を目的としているということでございます。しかしながら、詳細につきましては現在検討中ということでございます。

市といたしましても、先ほどお答えしましたとおり結実対策に効果が期待できる事業であるというふうに思っておりますので、積極的に導入を図っていきたいというふうに考えております。内容を十分見きわめながら、今後市の対応についても検討していかなければならないものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 非常に御丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

第2問に移りたいと思います。

この不況、全世界にまたがっているということで、とにかくアメリカの景気が上向かないと何ともならないというふうな報道が今なされているわけでございます。グローバル化というふうな欠点、この不況に一拳に理解ができたというような、私は感じがしているところでございます。非常にグローバル化がいいのか悪いのか、ちょっと悩んでいるところでございます。

今、雇用に向けての市の取り組みということで、詳しくあったところでございます。前は273人で今回は288人というふうな雇用に対する調整というふうな話でございます。4月以降で58人、それでも求人が56人も来ているということで、もっと雇用情勢が悪くなっているのかなというふうなことで気をもんでいたんですけども、意外とトータル的にはそんなでもないということで、一安心したところでございます。今後ともますますまだ景気の動向が心配なところでございますので、これの対策を引き続きお願いしたいというところでございます。とにかく、この間決まった2月の地域活性化、生活対策臨時交付金事業ですか、これの円滑な執行を期待しているところでございます。よろしくお願いを申しあげたいと思います。

次に、中央工業団地の企業誘致でございますけれども、今第3次では8ヘクタールほど残っているということでございます。実はこの面でも早く埋めてもらいたいなと。それでもまだ、数社ほど今引き合いが来ているということで、これもひとつ安心していただいております。第4次は22ヘクタールということで、土地代だけでも大体10億円近くになると、全体で26億円ほどの事業になるとお伺いしております。非常に大きな事業でございます。これからこのような不況の時代でございますけれども、スムーズな事業完遂ということを期待しているところでございます。よろしくお願いを申しあげたいと思います。

市長のトップセールスということでもありました。一つ一つ、これからも先ほど述べられた景気とか、また繊維産業とかに私も期待を寄せられ、引き合いが来ているというような話をお伺いしたところで。ひとつ、これからもこういうことをピックアップしながら、市長よろしくトップセールスをして、よろしくお願いをしたいと思います。

ほかに、本市の非常に全国的にもシェアが高いというような草履とか、そんなものがあります。そして、木質ペレットの出荷額なんていうのも、この間ちょっと聞いてきたんでございましたけれども、対前年比ことしになって50%ほど伸びているというふうな話でございました。これは、本市でも県でも若干のペレットストーブの補助ということで推進した経緯がございますけれども、全国的に原油の値上がりとかで注目されて伸びてきているということで、こっちの方も市長に頭に入れていただきながら、ひとつ推進をお願いしたいなと思っているところでございます。ひとつ、このようなところで頑張っただけだいたいなと思っているところでございます。その辺、市長は先ほど頑張るとあれけれども、大阪ばかりでなく、ほかに何かありましたら、もしもつけ加えるところがありましたら、ひとつお願いしたいと思います。

あとは、寒河江型農業に対する意見で、これからも推進していきたいということでございます。安

堵いたしました。ひとつ、本市の独特なといいますか、少ない面積の中でそれなりに収益が上げられる一つの形態だということで、ほかの自治体とか農業関係者から見ると、非常にうらやましがられているというような面もございます。さっき言ったように、弱体化とかさまざまそういうことも出てきましたので、ひとつ強化の面をお願いしたいと思っているところでございます。

さくらんぼの雨よけハウスの老朽化に対する補助ということが、これは私2回目の質問で、19年の9月に1回質問したところでした。そのとき、前の市長さんは理解を示してくれたところでしたけれども、やっぱり予算の都合ということで途中で消えちゃったというようなところで、非常に残念に思っていたところでした。今回少しいい話が聞けるのかなと思っていたところでしたけれども、新しい事業ということに関連するというふうな話でございます。ひとつさくらんぼ、特に佐藤錦は本市のさっき言っていた財産ということで今後とも頑張っていかなきゃならない品目だなと。したがって、最初だけしました、ということだと今度はちょっと続かなくなるのかなという心配がある。さっき言った結実不良というふうなこともあわせて、ひとつ百年に一度の不況ということでもあります。やっぱり、従来にとらわれない考え方も導入しながら、これに対して対策をお願いしたいわけでございます。その辺のこと、市長にひとつ御見解を伺いまして、第2問といたします。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 お答えを申し上げます。

雇用対策につきましては先ほど御説明申しあげましたけれども、景気がもう底をついたという状況ではありませんので、いろいろ状況を見ながらさらなる対策を講じていかなければならない場合は、きちっと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

企業誘致につきましても、雇用の安定、市民の所得の向上という意味で大変重要な施策でありますので、引き続き頑張りたいというふうに思っているところでございます。

さらに、木質ペレットにつきましても、環境問題等、それから昨今の石油の価格の変動等を踏まえて大変需要が伸びているということは当然だというふうに思いますし、我々としても環境対策、さらには地域地場産業の振興という面からも支援していきたいというふうに思っているところでございます。

最後に、寒河江型農業。確かに先ほど御説明申しあげましたけれども、寒河江はそういった意味で、さくらんぼを中心としながら米、また花卉、園芸ということで非常に重層的な農業生産構造になっているということであります。こうした寒河江型農業というものを、さらに発展させていくということは、私の使命だというふうに思います。まず農業が元気にならなければ、寒河江は元気になっていかないという認識でありますので、一層頑張っていく所存であります。

最後の一番肝心な御質問であります。雨よけハウスの支援ということでもあります。先ほど御説明申しあげましたけれども、県の新しい予算、制度というものが打ち出されております。まだ詳細が不明なところはあります。そういった新しい制度を活用して、ぜひそれを市内のいろいろなところに普及して活用していくということが、やはりぜひ同じ財政状況の中でそういったことも必要であります。ぜひ、県の制度というものを注視しながら、内容を見きわめた上で市として対応というものを決めていかなければならない、対応を考えていかなければならないというふうに、今のところ思っているところでございます。

そうした意味で、ぜひさくらんぼの生産の充実、確保というのは、やはり後継者の問題でありますとか産地間競争が激化しているわけでもありますので、新たな視線に立った攻めの農業という視点もやはり重要であるというふうに思っているところでございまして、そうした県の一步前に進む農業を目指した施策というものを十分活用しながら、寒河江の農業の発展に努力してまいりたいというふうに思いますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 ぜひひとつ頑張ってくださいと思います。

時間もございませんので、ちょっと質問をいたします。先ほど申しあげましたとおり、市長の行動はこれから皆景気対策につながるのかなというふうに期待しているところでございます。そして、これからは不況に強いまちづくりということも大切だなと思っているところでございます。これについて、ひとつ御見解がございましたらお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 不況に強いまちづくりということでもありますけれども、農業の振興というのはいろいろな経済活動、産業活動の中では比較的そういう景気の動向の影響を受けにくい産業の部門の一つなのかなというふうに私は思っているわけでありまして。そうした意味で、これまで寒河江が農業の振興都市として発展してきたわけでありまして、先ほど鴨田議員も認識しておられましたけれども、全体的に景気が思ったほど悪化している状況が数字としては見えないというようなお話がございましたけれども、農業が下支えしているというようなところは確かにあるかと思えます。

そうした意味で、ある程度不況に強い産業形態をいろいろな角度から支援していくということは、やはり市としても必要なことだと思いますので、農業に限らずいろいろな面で下支えしながら、景気の動向というものに影響を受けにくい体質、構造というものをつくっていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号10番、11番、12番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、佐藤洋樹市長への初めての質問をさせていただきます。

市長が選挙戦の中で訴えられた市政運営の要旨にも掲げられた五つの目標のうち、第1の目標である子供からお年寄りまで、みんなが安心して暮らせる「安心のまち寒河江」の具現化は、自治体の役割の中心に据えなければならぬ最も重要な柱であると思います。市民の声に真摯に耳を傾け、これらの課題を推進されることに期待をしながら、質問に移らせていただきます。

初めに、通告番号1番、中学校給食の実施について質問いたします。

このテーマの質問は、3月6日の一般質問で杉沼孝司議員が取り上げており、市長並びに教育委員長の答弁を得ております。私が通告した質問の趣旨も同様でありますので、杉沼議員の質問をさらに補足する意味で質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中学校給食に対する要望は、子を持つ父母や児童生徒、多くの市民の長い間の悲願でした。母親たちの署名運動や、議会請願、たび重なる議会質問など、18年にも及ぶ長い道のりをたどってきました。その間、未実施だった他市町では次々と中学校給食が実施され、昨年末で実施もされず予定もされていないのは、山形県では寒河江市だけとなってしまっていました。

昨年12月の市長選では、皆さん御存じのように市長候補の両氏とも中学校給食の実施を公約に掲げられました。市長選後、私は多くの市民から「今度こそ給食、実現するね。できるだけ早く実施してくれるように頑張るね」といった声をかけられました。待ちに待った給食が今度こそ実現されるといった期待感が、市民の中に広がっています。

佐藤市長は、公約どおり平成21年度市政運営の要旨に「中学校給食については、教育委員会に対しその実現に向けて調査検討を要請し、多方面から実施方法を検討していきたい」と、給食実施の考えを述べておられます。中学校給食については、食育の一環としてさまざまな観点から検討する必要があるかと思いますが、県内では最後となった中学校給食ですから、実施済みの他市町のすぐれた例に学び、寒河江市の小学校給食と同様に他市町に誇れるようなより豊かな給食を実施すべきと思います。そのために、市民の幅広い意見をくみ上げて調査検討していくことが求められます。

そこで、市長に伺います。子を持つ保護者を中心に、「2年などと言わず、できるだけ早く実施してほしい」という意見が出されています。こうした父母の要望にこたえるためにも、いつごろをめどに実施していく考えか伺います。二つ目として、教育委員会へはどのような調査検討を要請されたのか、伺います。

次に、教育委員長に伺います。3月6日の杉沼議員の質問に、「教育振興計画との整合性をどうするのか」との問いがありました。教育委員長は、「寒河江市教育委員会は平成18年から平成27年度を目標に寒河江市教育振興計画を策定し、食育の中で中学校に対してはミルク給食を実施するとしている。さらに、平成19年度より弁当販売方式を実施している。しかし、教育環境の変化や市長のマニフ

エストを重く受けとめ、教育振興計画の策定から4年目に当たることし、全体的な中間見直しをし、十分論議検討した上で振興計画に盛り込んでいく」と言っておられます。いつまでをめどに見直しを図り、振興計画に盛り込んでいく考えか伺います。

それと同時に、実施に向けた検討も平衡として進めていく必要があると思います。中学校給食を待ち望んでいる親たちが一同に願っていることは、「子供たちにできたての温かい給食を食べさせたい」ということです。さらに、安全で安心な地元食材を使ったおいしい給食を望んでいます。財政事情も考慮しながら、調理場をどうするかなど課題は山ほどあると思います。が、父母の要望や生徒たちの声、学校現場や栄養士、調理師、生産者や市民の声など、幅広く多様な意見を聞きながら検討をする検討委員会をできるだけ早く設置して、これらの課題の検討に入るべきと思いますが、検討委員会の設置について教育委員長はどのように考えておられるのか。設置の時期や委員の選任などはどのように考えておられるのか、伺います。

次に、通告番号2番、子育て支援について伺います。

の乳幼児医療の無料化についてであります。私が通告した内容と同じ内容の質問が、3月6日の國井輝明議員の質問、子育て支援対策についての中で取り上げられ、答弁を得ておりますので、重複を避けるために割愛させていただきます。

定員オーバーとなっている保育所の増設について伺います。近年、乳幼児を保育所などへ預けて仕事に出る女性がふえています。女性の社会進出などという言葉は格好よく聞こえますが、経済情勢が厳しい中、子供を預けてでも働きに出なければならない若い共働き世帯がふえ、またシングルマザーの増大も保育所の需要を大きくしていると思われ。各保育所では、定員を一定割合オーバーして入所を希望する乳幼児を受け入れています。子供たちにとっては狭い施設やグラウンドでの保育は、決してよい環境とは言えない状況です。子供たちがゆったりと落ちついた環境の中で過ごせるように、施設の増設や環境整備を行う必要があると思いますが、市長の考えを伺います。

また、乳児保育についてはたかまつ保育所の定数5名だけであり、乳児保育を希望しても受け入れられない状況になっています。乳児保育の定数をふやすことについて、どのように考えられるか伺います。

次に、認証保育制度について伺います。市長は、市政運営の要旨の中で認可外保育施設に対する市独自の認証保育制度の創設に取り組んでいくと述べておられます。国の保育制度としては確立しておらず、東京都では保育所待機児の増大とゼロ歳から3歳児保育の需用の増大を緩和するためとして、民間に任せる形で東京都独自の認証基準を設けて民間企業の参入を求め、利用者のニーズに合ったさまざまな形態の保育を提供しているようです。しかし、この認証保育制度にはさまざまな問題も指摘されていて、「子供たちの健全な成長を保障すべき公的責任を放棄することにつながるのではないか」といった指摘や、「コストダウンの競争によって、保育の質が低下する」といった心配の声も出ています。寒河江市独自の認証保育制度を創設しようとする目的は何なのか。どのような基準にしようとしているのか、伺います。

次に、父子家庭への医療費の無料化について伺います。母子家庭に対しては、母子福祉制度として母親と18歳未満の子供に対して医療費の無料化が実施されていますが、父子家庭に対しての制度はありません。母子家庭の場合は、一般的に所得が低いということで設けられたようですが、最近父子

家庭もふえており、近年の経済状況から母子と同様低所得者がふえている状況にあります。しかし、父子家庭に対する支援は重視されておりません。母子家庭同様、父子家庭に対しても医療費の無料化を実施すべきと考えますが、市長はどのように考えられるか伺います。

次に、通告番号3番、教育行政について伺います。私立高校生に対する学費補助の拡充について伺います。教育の機会均等が当然の権利としてだれもが行使できる現在、中学卒業生のほぼ全員が高校へ進学しています。平成20年3月に、寒河江市の三つの中学校を卒業した生徒は463人、そのうち460人は高校に進学しています。そのうち、私立の高校に進学した生徒は164人、35.6%となっています。

公立にせよ私立にせよ、生徒たちはそれぞれに目的や目標を持って自分の進路を選ぶわけです。しかし、公立に比べ私立の学費やその他の費用は格段に高く、家計への負担は大変なものです。寒河江市でも、私立高校に通う生徒の学費補助の制度がありますが、保護者の所得制限が厳し過ぎることもあって、この制度を利用する生徒の数は余り多くはありません。しかし、経済状況が一段と厳しさを増していることもあって、19年度、20年度の利用者は少しずつふえてきています。昨年からことしにかけての未曾有の大不況は大量の失業者を出し、家庭の経済的な理由により授業料を払えずにやむなく退学という生徒の数が、さらにふえることが予測されます。

私は、これまでも私立高校生への学費補助の額の引き上げと該当枠の拡大を求めてきました。現在実施されている要項は、被保護世帯、市民税非課税世帯に年額3万円、市民税所得割課税2万円以下の世帯へ年額2万円の補助となっています。この学費補助制度は、平成5年につくられてから該当範囲を広げたり額の引き上げなど、少しずつ改正されてはきていますが、利用している生徒は寒河江市から私学に通っている1年生から3年生までの約500人の生徒の5%から7%にすぎません。昨今の異常な経済不況の中、生徒たちが家庭の経済的な理由により勉学の道を閉ざされることのないように、できる限り支援をしていくべきと考えます。額の引き上げ、該当枠の緩和について、教育委員長の考えをお伺いいたします。

以上、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時零分といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 佐藤暘子議員の御質問にお答えを申し上げます。中学校給食の実施、それから子育て支援ということで、2項目についてお答えを申し上げます。

まず、中学校の給食につきましてであります。先般の一般質問において杉沼議員の御質問にもお答えしたところでありますけれども、市民の皆さんとのさまざまなお話、対話の中でその早期実施を求める声が大変多くあったわけであり。また、私は寒河江の将来を見据えたときに、少子高齢化対策というものが最重要課題の一つであるというふうに認識しておりまして、その中でも特に子育て支援は重点的に取り組まなければならない課題だというふうに思っているところでございます。

子育て支援対策としては、親御さんの負担の軽減を図っていくことが、施策の大きな柱の一つであるわけであり。市民の皆さんが給食の早期実施を求める声とあわせて、また地産地消による農業の振興、食育の観点などから、中学校の給食をできるだけ早期に実施すべきであるというふうに考えたところでございます。

公約の中で、マニフェストの中で中学校給食を2年以内実施するとしたところでありますけれども、これは中学校給食についてこれまで教育委員会において十分な検討がなされた上で現在の姿になっているわけであり。改めて中学校の給食を検討していただくということについては、ある程度のやはり時間が必要なのではないかと。また、その中学校の給食の実施方法についてはいろいろな方法が考えられるというわけであり。どの方式を採用するかという検討も十分必要であること、さらにはどのような方法を採用するにしても、中学校施設の改修というものが伴うことが想定されるということから、実施まで2年程度のやはり時間を要するのではないかと。ということで、マニフェストに掲げさせていただいたところであります。

先般、教育委員会の方ともさまざまなテーマについてお話し合いをさせていただいたわけであり。すけれども、その中で中学校給食の実施に向けた調査検討というものを、私の方から要請させていただいたところでありますけれども、先般の教育委員長の御答弁にもありましたけれども、教育委員会におかれましては私が実施に向けた調査検討を要請したことについて大変重く受けとめていただいて、中学校給食の実施について十分に検討し、中間見直しを行う教育振興計画の中に位置づけをしていくという方針でありますので、できるだけ早い検討をお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

中学校給食を、いつごろをめどに実施していくのかという御質問でありましたけれども、先日教育委員会に対して要請をしたという段階でありますので、私がお答えできるような状況にはまだ至っていないというふうに思っているわけであり。すけれども、教育委員会におかれましては私がマニフェストに掲げた2年以内の実施を目指して検討していただけるものと思っているところでございます。

次に、教育委員会に対してどのような調査検討を要請したのかという御質問でございますけれども、教育委員会に要請した際にもお話し申し上げましたけれども、その実施方法につきましては自校調理

方式、親子調理方式、センター方式、さらには民間委託方式など、いろいろな方法があるわけであり、また、他の自治体の例を見てもいろいろあるわけであり、安全性それから当然経済性、さらには学校運営面との関係、私は先ほど申しあげましたとおり地産地消、それから食育の観点など、多方面からの十分な検討が必要かと思っております。そうした検討を十分していただいて、寒河江市に最もふさわしい方法について調査検討していただきたいということで、先般のお話し合いの中で要請をさせていただいたところでございます。

次に、子育て支援関係についての御質問、何点かございましたので、順次お答えを申しあげたいと思っております。

まず、定員オーバーになっている保育所の増設についての御質問でございましたが、認可保育所については面積、さらには人的要件など国の基準を満たしていくということになれば、定員を超えても入所させることができるというふうになっているのは、御案内のとおりであります。また、定員に係る基準につきましても、過去3年間常に定員を超え、かつ各年度の年間平均入所率が120%以上の状態である場合には、定員を見直すということになっているわけであり、

しかしながら、寒河江市内の保育所につきましては現在、その基準を超えるような状況にはなっていないわけでありまして、今のところ定員を見直す必要はないものと考えているところであります。これまでも定員を超える場合であっても、施設の増設でありますとか定員をふやすというようなことをしないで、施設の改修ということによって対応した経緯があるわけであり、今後とも、受け入れ態勢の整備に当たっては国の基準に沿って対応を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。先ほど、佐藤議員の御質問にもありましたけれども、いずれにいたしましても安全・安心を基本に、次代を担う子供たちがいきいきと保育所で過ごせるように対応を続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、乳児保育の定数増についての御質問がございました。乳児保育につきましては、現在市立たかまつ保育所のほか市内の各認可外保育所で実施をしているわけであり、たかまつ保育所の定員は5名ということであり、現在満員になっているわけであり、認可外保育所の方は受け入れに余裕がある状況でございます。こうした状況は、乳児に限らず低年齢児についても同じような傾向がございまして、全体としてはまだ余裕があるという状況になってございます。

寒河江市の乳幼児保育につきましては、これまでも市立保育所と民間の認可外保育所が一体となって実施をしてきたわけであり、現状ではうまくすみ分けている状況になっておりますので、当分の間は乳児保育の定数につきましてはこのままで進めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、認証保育所制度についての御質問がございました。施政方針でも申しあげましたが、平成21年度において認可外保育施設に対する市独自の認証保育所制度の創設に取り組んでいくことになってございます。この制度は、認可外保育施設の保育水準とその利用者の利便性の向上を図って、より安全・安心な保育の実施のために国で定めた認可外保育施設の設置基準より高い市独自の基準を定めようとするものでございます。制度創設のメリットといたしましては、保育水準の底上げや安全性の向上によって施設としては信用度が高まり、イメージアップにもつながっていくものと考えているところでございます。

県内では、既に四つの市でこの認証保育所制度を導入しているわけでありまして、その状況を見ますと、認証基準は乳児の受け入れ態勢というものを基準にしているところが主でありまして、入所児童数、職員の有資格者数、開所日数、そして入所時間などについて基準を設けているようでございます。また、財政的な支援につきましても市独自で補助制度を創設しているところや、また市が認証するのみとなっているところなど、さまざまでございます。こうした状況を踏まえまして、21年度中の制度創設に向けて、財政支援でありますとか認証基準などについて鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

この認証保育所制度の導入が、公的責任の放棄につながるのではないかとというような御指摘でございますが、先ほど申しあげましたように創設の目的が認可外保育施設の保育水準の向上とその利用者の利便性の向上を図ること、そしてより安全・安心な保育を実施していただくことにあるわけでありまして、また、市が責任を持って認証していくという制度でありますので、公的責任の放棄につながるというようなことは、全くないものと認識しているところであります。

次に、父子家庭の医療費の無料化について御質問がございました。御案内のとおり、父子家庭は母子家庭に比べまして世帯収入が高いということ、それから行政サービスのニーズも経済的支援が中心となる母子家庭とは異なって、家事や子育て相談などのニーズが多いという、これまでの傾向があったわけでございます。そのため、所得補償的な意味合いのある医療費助成は父子家庭には行われてこなかったものであったというふうに認識しているところでございます。

県内におきまして、父子家庭医療制度を実施している自治体もあるわけでありまして、その支給要件として母子家庭医療と同様に所得税非課税の要件があるようでありまして、受給者はわずかであると聞いているところでございます。

しかし御案内のとおり、非正規雇用の増加でありますとかワークシェアリングの実施などにより男性の労働事情が変化をし、経済的に恵まれない父子家庭も出てきているのは確かであります。市といたしましても、今後十分検討していかなければならない課題の一つであるというふうには考えているところでございます。ただ、母子家庭それから父子家庭に対する支援というものは、基本的には自立のための支援でありますので、経済支援に限定せずにニーズに合った支援策を講じていくことがやはり大切ではないかというふうに考えているところでございます。

以上であります。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 お答えをいたします。

初めに、教育振興計画について「いつまでを目途に見直しを図り、中学校給食をその中に盛り込んでいくのか」という御質問にお答えをいたします。

振興計画につきましては、平成21年度以内に全体的な見直しを行います。その際、食育の推進は私たちが生きていく上で最も重要な基盤であり、食の原点とも言える命をはぐくむ家庭の役割、これもまた大変重要な課題であります。このような理念を十分に踏まえながら、中学校給食を教育振興計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、検討委員会の設置についての考え方についてお答えをいたします。御案内のとおり、学校給食の実施方法については先ほど市長の答弁にもありましたとおり、多種多様な方法・方式が考えられますので、学校を初め関係団体など多くの方々の意見を聞いてまいりたいと考えております。それらの意見を参考にしながら、調理方式や衛生管理面、食育及び地産地消推進の観点、学校の日課等学校運営との関係、さらには施設設備の整備や運営に要する経費面などについて、十分に調査検討を行ってまいります。加えまして、食育という視点も考慮しつつ、幅広い観点から本市にとって最もふさわしい方法を選択しなければならないと考えております。このため、教育振興計画の全体的な見直しについて協議する検討委員会を設置するとともに、他方において中学校給食についての専門部会のようなそういった組織を検討してまいりたいと考えております。

次に、検討委員会の設置の時期や委員の選任についてお答えをいたします。教育振興計画の全体的な見直しを行う検討委員会の委員につきましては、平成18年に計画を策定した折と同じように、市内の関係機関・団体の代表者等を選任したいと考えております。また中学校給食の、先ほど申しあげた仮称ではありますが専門部会につきましては、検討委員会の一部の方も含め、学校関係者や栄養士、調理師、PTA関係者などで組織をしたいと考えております。設置の時期につきましては、各所属団体の役員選出等の日程を勘案しながら、新年度のできるだけ早い時期に行いたいと考えております。

引き続きまして、教育行政についてお答えをいたします。

私立高等学校生徒学費補助制度についてであります。私立高等学校や専修学校に通う生徒の学用品等、就学に必要な費用の一部を補助し、保護者負担の軽減を図るため、平成5年から実施しております。議員御指摘のとおり、この制度の発足当初は生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対し、一律2万円を交付という内容でありましたが、要件の緩和及び補助金額の引き上げ等所要の改正を行いながら、現在の生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対し3万円、市民税所得割額が2万円以下の世帯に対し2万円を交付という内容に至っております。最近の実施状況を見ますと、平成18年度の該当者は17名、19年度が24名、20年度が25名となっており、微増傾向にあります。

私立高校生徒の学費に対する補助制度について、県内の他市の状況を調査したところ、本市以外では8市で実施しており、4市では実施しておりませんでした。また、西村山地域の4町では、いずれも実施していませんでした。交付額については、酒田市の生活保護世帯に対し年額6万円、市民税が均等割のみの世帯に対し年額3万6,000円交付という例や、山形市の市民税所得割額3万円以下の世

帯に対し年額3万5,000円交付という例を除いては、いずれも2万円から3万円となっております。また、交付の要件につきましては、市民税の所得割課税世帯にまで緩和しているのは本市は山形市のみであり、そのほかの市ではいずれも市民税均等割のみの課税世帯まで打ち切っております。このように、本市の制度内容は県内でも他市と比較しまして遜色のないものであると考えております。

このようなことから、補助金額の引き上げ及び交付要件の緩和につきましては、現段階では考えていないというところであります。なお、今後とも制度のPR、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。2問の質問に入る前に、午前中の私の一般質問の中で、通告番号10、11、12とすべきところを1、2、3と誤りましたことをおわびをして、訂正をしていただきたいというふうに思います。

それでは、2問に入らせていただきます。

最初は中学校給食についてですが、市長にお尋ねをしたいと思います。市長は、給食についてはどのような形と考えていらっしゃるのか。完全給食、それからおかずだけの補食給食というのがありますがけれども、学校給食法で給食と呼んでおりますのは、主食と副食を同時に提供する給食であります。おかずだけというのは補食給食ということで、学校給食法の方では給食という定義の中には入ってないと言われておりますけれども、私たちはこれまで温かいごはんともにおかずも同時に子供たちに食べさせたいということで完全給食を望んできたわけですが、市長はどのような給食を望ましいというふうにお考えか、お伺いをしたいと思います。

それから、教育委員長にお尋ねをしたいと思います。教育振興計画の中で、全体的な見直しを図っていくというふうなことがありました。私たちは、もちろん給食が実施されることを非常に喜んでおりますけれども、実施されるのであれば何でもいいということではないというふうに思います。

といいますのは、これまで10数年来教育委員会は「完全給食は実施しない、ミルク給食で十分だ」というふうなことを言ってきたわけですね。そのことによって、市民にも大変大きな影響を与えてきたと私たちは思っております。それで、今回振興計画を見直しするということであれば、やはりこれまでの考え方が間違っていたのかということですね。そして、やっぱり「これまでと考え方は変わりが無いのだ」というふうにおっしゃるのかなんですが、やはりそういう整合性を持たないで、あいまいな形でといいますかそういうふうなことになってしまえば、やはり市民の中には非常に「何なんだ。教育委員会はどうなんだ」というふうな不信感を抱かせてしまうのではないかという感じがいたすわけです。ですから、そのことをきちっと理解いただけるような内容の説明をしなければ、教育委員会の態度というのが問われるのではないかと私は思うんですが、教育委員長はその点いかがお考えかお尋ねをしたいと思います。

それから、定員オーバーとなっている保育所の増設についてであります。120%以上でなければこれは定数の見直しもしないというようなことでありますけれども、やはり寒河江市の場合は105%くらいになっておりますね。ですけれども、これは国が認めている基準ではありますけれども、本来の定数よりはオーバーをしていると。設置するときには定数100名という乳幼児の基準に合致したような、施設であれそういうものをつくっているというふうに思うんですが、それを超えた範囲の中で今は運営をされていると。そういうことは、好ましいことではないというふうに思います。

寒河江市の場合は、各学区ごとに保育所がずっと設置をされてきました。それで、今一番空白になっているのが中部小学区を中心とした地域であろうというふうに思うわけですが、子供たちが本当に余裕を持って過ごすことができるように、これから保育所の整備計画というようなものを策定しながら、保育所の増設あるいは改修というものも進めていく必要があるのではないかとこのように思います。

それから、認証保育制度についてですが、認証保育制度は子供たちが安心して保育施設の水準の向上とか安心・安全、そして信用度のアップのために寒河江市が一定の基準を設けてこれを導入していくというふうなことでありましたけれども、やっぱりそういうふうにするためにはそれなりの設備やら保育士さんの増員やら、そういうものもなければそれはできないというふうに思いますので、それに伴ったやはり市独自の補助というものも必要になるというふうに思います。

天童市なんかですと、その基準を満たした認証保育施設に対しては、1カ月2万円ほどの補助を出しているということがあります。そういうことも考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、無認可の保育所に対して寒河江市が定員オーバーになった分といいますか、乳児の場合なんかは無認可の保育所をお願いをしているというような状況があると思うんですけども、無認可の保育所は国からのそういう補助なんかありませんし、県とか市あたりからも本当にわずかな補助金をもらいながら、その施設の自助努力で運営をしているわけです。ですから、保育士さんたちの給料ですとかそういう待遇の面なんかでも非常に公立との差がありますし、また預けている保護者たちも公立の場合ですと所得に応じて段階的な保育料があるわけですけども、無認可にお願いするというふうになりますと一律同じ額を支払わなければいけない。ですから2人以上、もしくは3人くらいの子供さんを預けるといいうふうになりますと、とても経済的に負担がかかると。公立の場合ですと、2人以上になると2人目が半額になるとかそういう制度があるわけですね。ですから、やはり無認可保育所に対してもそういう子供さんたちを預けやすい保育料、また施設に対しても補助金を出すとか、そういう手当が必要ではないかというふうに思うわけです。

ある無認可の保育所の経営者から、「公立では2人目になると保育料が半額になると言われて、せっかく預かっていた方が公立に入るは」と言って、うちの施設からいなくなってしまったのよ。何とか無認可に対しても2人目以上は半額にするとかそういう補助というものを出してもらえないかというような話があったんですが、そういうこともやはり子育て支援という形で市の方で考えていくべきではないかというふうに思います。その点について、お伺いをしたいと思います。

それから、父子家庭に対してですけども、父子家庭の場合は母子家庭に比べて非常にさまざまな面でまだ認められていないというか、そういう制度がないわけですね。東根市では、市民税所得割額が23万5,000円以下の父子家庭に対しては医療費の無料化を行っている、このようなこともあるわけです。今後のこれは課題かというふうに思いますけれども、そういう点も参考にされて、ぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

それから、私学助成の学費補助の問題ですけども、該当している生徒たちが非常に少ないということです。19年度の受給者は24人です。それで、3万円いただいている人が7人、2万円の方が17人。3万円というのは、先ほど教育委員長がおっしゃいましたけれども、保護世帯また非課税の世帯ということで、もともと該当する方が余りいないという段階なんですね。そこで、この3万円を支給していただく枠の引き上げ、市民税均等割、課税まで引き上げることはできないかということです。

といいますのは、例えば20年度の受給者25人いるんですけども、この25人全員が3万円の該当になったとしても75万円です。20年度と21年度の予算が75万円組まれているわけですけども、これが使われていないと、そういう状態でありますので、ぜひこれは均等割世帯まで該当させるような考え方をとっていただきたいと、このように思うわけです。

もう一つ、補助金の支給時期なんですけれども、この交付規定の中では補助金の申請締め切りが7月末までということで、この補助を締め切った後で支給をするのが10月までというふうに、非常に地域といいますか申請してから交付されるまでの期間が長いわけですね。これ申請した段階で該当するか非該当かということは当然わかるわけですので、受け付けた順に交付をしていくというふうな見直しをしていただきたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 初めに、中学校給食を実施する場合といいたまいますか、給食の形態はどういうふうイメージしているのかということでもありますけれども、私は当然完全給食ということで実施をしたいというふうに思っているところでございます。

それから、子育て支援について何点が御質問ありましたけれども、基本的にはやはり私のマニフェストの中でも最重要課題の一つでありますので、子育てしやすい環境整備というものには全力を挙げていきたいというふうに思います。ただ、やはり財政的な事情等もあります。さらには、その範囲というものも広範囲でありますので、全部が全部というわけにもいきませんので、優先順位をつけながらやはり実施をして充実をしていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、保育所の整備でありますとか認可外保育施設の充実などについても、やはり状況を見ながら適切な対応をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから認証制度につきましては、先ほど答弁でも申しあげましたけれども、制度創設する段階でいろいろな基準の設け方とか、財政的な支援のあり方なども含めて検討していくということにしておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

父子家庭についても、ぜひこういう経済状況の中です。そういう要望も大変多いというふうなことをお聞きしているところでありますので、状況を見ながら対応を考えていかなければならないのかなということで、今いるところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 お答えをしたいと思います。

まず、教育のこの間杉沼議員にもお答えをしたところでありますけれども、私も教育委員会の一つの基本的な考えといたしまして、まず家庭というものが教育の原点であろうと。そして、すべての教育の出発点は家庭にあるというふうに考えております。そのことを振興計画の中にもうたっております。そして、子供にとっての家庭というのは、やはり基本的なしつけとか生きていく上での決まり事とか、あるいは相手に対する思いやりとか、また社会人として立派に生きていくための力をつけるのが、やはり家庭であろうと、まず基本には思っています。また、親にとっての家庭というものは、やはり親というのは子供の最高の責任者であり、また権利でもある。そして最終の責任者でもあると。それが、家庭の中での親の役割であろうというふうにもまた考えているわけです。

そういう視点から見ますと、最近の風潮としまして、残念ながら家庭の教育というよりは学校任せの教育というものが非常に多くなっているのではないかと。学校の中でいじめとか不登校とかというものをいろいろと見てみますと、すべてとは申しませんが、かなりの分野で家庭の教育力の低下によって子供が必ずしも健全に育っていないということが散見されるという中にあります。

そういうさまざまな視点から考えてみますと、私たちが生きていく上で最も大切な食、それはやはり家庭が原点にあるだろうと、そういうことで子どもは親が子供を育てるという基本的なところに立てば、親が食を考えるのが一番大事なことであるということを一貫して議論し、結論づけて、その中で中学校の場合は自分でも一緒になって食事もつくれるんだと、そういう年になっているんだと。じゃあ、親が忙しいんだったら自分でつくればいいんじゃないかと、それくらいの自活力を持たなきゃ

いかんじゃないかと、何もかにも学校任せでいいのかというような議論の中で、給食は要らないということを一貫して教育委員会の主張として申しあげてきたということであります。

ただ、市長のこのたびの選挙のマニフェストで市長が当選されたということもありますし、また相手方の候補の方も私の記憶ではたしか給食は反対の方だったと思うんでありますけれども、その方も給食賛成の方でマニフェストに書かれたということを見ますと、一つはやはり時代的な環境ということもあるのかなど。やはり、そういうことで私どもこの間の杉沼議員にも「市長の公約を重く受けとめる」と、大変抽象的ではありますけれども、やはり多くの市民がそのマニフェストというものを評価して市長が当選されたということでありましょうから、やはり私どもとしてもそれは重く受けとめるということで、今回のような振興計画の見直しと給食の実施の方向で検討するということを決めたということであります。

ただ、前回の答弁でも申しあげましたし、きょうも申しあげましたけれども、先ほどから申しあげているやはり教育の原点が家庭であると。やはり、子供を育てるのは食であると、この基本だけはぜひこの給食の中にも取り入れていきたいということで、この間ちょっと私は寒河江方式はないだろうかということをお願いしたわけでありまして、そんなことで新年度早々に先進地視察も考えておりますし、また先ほどから申しあげておるようにさまざまな方の意見を聞きながら、議員のおっしゃったようにたしかに寒河江市が最後ということでありまして、今までのいい点、悪い点もいろいろとある意味では参考にできる立場でもありますから、他市に負けられないような食育にプラスになるような給食を、ぜひ考えていきたいと思っていますところ です。以上です。

あと、ほかの質問については担当課長の方から、私学の支援の話。じゃあ、それ担当課長。

伊藤忠男議長 学校教育課長。

兼子善男学校教育課長 じゃあ、私から2点についてお答え申し上げたいと思います。

最初に、私立高校の学費の補助を市民税の均等割まで引き上げられないかということでございますが、これにつきましては今後の検討課題とさせていただきますというふうに思います。

次に、学費補助金の交付を早くできないかということにつきましては、先ほど議員からお話がありましたように、10月までに補助金を交付することになってございますが、私どもではできるだけ早くということで、9月下旬までに交付しているのが現状です。これを、7月分の申請を分けて、そしてできるだけ早く6月分については早目というようなことを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 教育委員長のお答えもわかりました。しかしながら、食事が家庭の基本であるというふうなことは、これまでも私たちもそれを否定するものではありません。しかしながら、やはり教育委員会のきちっとした、根底となる考え方がないと、給食に当たりましてはきちっとした給食ができないのではないかと心配があるわけです。

那須 稔議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号13番、14番について、17番那須稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 佐藤市長、御就任大変におめでとうございます。4万4,000寒河江市民のために、御尽力いただくことを御期待をいたします。

私は、所属している政党公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、通告番号15番、少子化対策についてお伺いをいたします。

平成19年、山形県において将来推計人口が出され、今世紀半ばの県の未来像が浮かび上がってきております。これは国勢調査をもとに行った推計値で、人口減少が加速度的に進むことが示されています。その中で本市の2055年の人口は、平成17年の国勢調査での4万3,625人から約3万2,000人と推計し、大きく減少。高齢化率については24.8%から35.2%へと増加し、小学生の数についても2,621人から1,666人へと減少するなど、まさに超少子高齢社会が到来することが予想されます。

女性が一生のうちに産む子供の数を示した本市における合計特殊出生率は、平成17年は1.62と前年よりも減少、平成18年には1.50と大きく減少、平成19年は1.57と幾分上昇するなど、上下する傾向にあります。また県の平均は、平成19年には1.42と、ここ数年減少傾向にあります。本市においては県平均より高い数値を示していますが、長期的に人口を維持できる水準の2.07よりはるかに低く、人口減少、少子化の促進へとつながっております。

最大の要因は、出生率の低迷であります。人口減少をとめる最優先課題が出生率回復であり、何よりも安心して出産・子育てができる社会を築くことが求められております。本市においては、平成19年に「寒河江子どもプラン」を作成、平成17年からは「子どもすこやかプラン」を策定し、少子化対策を推進しており、今後の少子化対策に期待が持たれるところです。

このことを踏まえながら、お伺いいたします。一つには、少子化対策推進の取り組みとして子育て宣言をすることについてお伺いいたします。

本市においては、子育て支援についての基本的な方向を定めた「子どもすこやかプラン」によって、これまで母子手帳の交付など母子保健事業に取り組み、母と子の健康づくりとともに、子供を安心して産み育てられる環境づくりを目指して取り組んできております。そういう中であって、子供たちの笑顔があふれ、安心して子供を産み育てられる地域づくりのため、より一層社会全体で少子化対策の推進が行われるよう啓発を行うことが求められています。子供は、親の宝であると同時に、地域や社会の宝です。少子化対策に取り組む強い決意を表明し、行政、市民一体となって子育て環境の整備に取り組み、少子化の流れに歯どめをかけることが望まれています。

そこでお伺いいたします。一つには、少子化対策の推進の取り組みとして、寒河江の子供たちの明るい未来のため、子供、子育て家庭、地域などのみんなの力で支えることなどによる子育て宣言を行ってはいかがなものか、お伺いをいたします。

二つには、今現在健康福祉課で少子化対策を進めているわけですが、少子化対策については総合的

な取り組みが求められています。少子化対策がより推進できる組織の編成について、どのような考えをお持ちなのか。また、子供支援とか少子化などの名称の入った課や係などの設置について、どのような考えをお持ちなのかをお伺いいたします。このことについては、3月6日の一般質問の答弁にもありましたが、改めてお伺いをいたします。

二つには、「子どもすこやかプラン」の前期計画の進捗と、後期計画への取り組みについてお伺いいたします。

本市では、少子化が進むにつれて社会全体に深刻な影響をもたらすことが予想されることから、少子化に歯どめをかけようとこれまで実施してきた子育て支援施策の実施状況を踏まえ、具体的にその施策の方向性を明記しながら、「子どもすこやかプラン」として行動計画を策定しております。平成17年度を初年度として、平成21年までの5年間で前期計画とし、平成22年から平成26年までの5年間で後期計画としています。

特に、第3章「基本的な考え方」では、重点課題に「乳児保育、子育て支援施策の充実」、「仕事と育児の両立支援施策の充実・促進」を掲げ、「子供、家庭、親、地域などの基本的視点を踏まえて計画・実施を推進していく」としています。第4章の「今後の推進の方策」では、具体的に乳幼児予防接種の無料化、延長保育、子育てサロンの開催など、主要事業を明記し取り組んできています。そして最後の章では、主要事業に対して目標事業量を定め、平成16年の実績をベースにして推進を図ってきております。

そこでお伺いいたします。一つには、「子どもすこやかプラン」の前期計画の進捗についてどう見ているのか、お伺いいたします。二つには、「子どもすこやかプラン」の後期計画についてのスケジュールをどのように考えているのか、お伺いいたします。三つ目には、「子どもすこやかプラン」の後期計画を策定する上での考え方について、お伺いいたします。

三つには、病児・病後児保育についてお伺いをいたします。

女性の就労がますます進むにつれ、病気回復期にある乳幼児を預かってくれる施設への関心が高まりを見せています。仕事と育児の両立のためには、子供が急に病気になったとき、家族や友人以外に頼れるところが身近にあれば安心です。子育てと就労の両立支援の一環として、病児・病後児保育が注目をされています。病気のとき、病気回復期にある乳幼児を日ごろ預かって、保育と看護を行うことにより、自宅での養育の負担が軽減できます。

「子どもすこやかプラン」でも、病気回復期児童の保育支援には、保育施設型と派遣型が計画されています。保護者の働き方が変化し、責任ある職についたり一人親家庭であったり、なかなかまとまった休みがとれない方がふえている中で、要望の声が多くなってきています。

そこでお伺いいたします。子育てと就労の両立支援の一環として、体調を崩して不安になっている子供の保育と看護を目指す病児・病後児保育を実施してはいかがなものか、お伺いをいたします。

次に、通告番号15番、衛生行政についてお伺いをいたします。

一つには、妊婦の健康診査に対する公的助成の拡大についてお伺いをいたします。妊婦の健康診査については、任意のため医療保険の適用外となっており、健診に当たっては高額な健康診査料を支払わなければなりません。若い子育ての家庭には、これが相当の負担となっております。子育て家庭からは、せめて出産に要する費用の負担だけでも軽減されないものかとの声をよく聞きます。妊婦の健

康診査の公的助成については、平成8年までは県が実施し、平成9年からは市町村に移譲されて行われてきております。本市でも、昨年から今までの2回の妊婦健康診査から、5回まで公的助成を拡大しています。子供を産み育てることへの経済的負担の軽減が叫ばれている中で、子育て家庭にとっては大変な朗報でした。

しかし、厚生労働省では健康と安全なお産をするためには、受けるべき健康診査の回数は出産まで14回程度の受診が必要だと指摘しています。妊婦健診の充実は、授かった命に対しお母さんが安心して出産に臨めるような少子化対策に加え、母体の健康を守る観点からも重要と考えます。

そこでお伺いいたします。一つには、このたび国の第2次補正で施策の一環として妊婦健康診査臨時特例交付金が交付され、それを受けて平成21年度の本市の予算にも盛り込まれているようですが、妊婦健康診査についての公的助成についてどのようになるのかお伺いをいたします。

二つには、これまでの妊婦健康診査について、県内の医療機関で受診した場合に妊婦健康診査受診券が使用できました。例えば、県外に里帰りに帰った場合、この券が使用でき受診ができることが望まれています。里帰り出産について、どのように考えるのかお伺いをいたします。

次に二つには、産前・産後歯科健康診査の導入についてお伺いをいたします。

最近、歯科疾患の中でも特に歯周病は全体の健康との関連が注目され、さまざまな病気が歯周病の影響を受けていることが明らかになってきています。歯周病菌が糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病などと大きく関係していることが報告されています。本市においても、「健康さがえ21」の重点施策の中で、生活習慣病等対策として歯周病に着目し、歯周病予防の環境整備に取り組んでおられますが、これからも一層の促進が求められます。

最近では、歯周病の影響は生活習慣病にとどまらず、妊婦が歯周病にかかっている場合、早産や低体重出産のリスクを高めるとの報告がされています。女性と歯周病との関係は、女性ホルモンによって歯周組織や口腔粘膜に特有の症状があらわれると言われており、加えて妊娠中はつわりの影響で食生活が乱れ、口腔ケアが行き届きにくくなり、歯周病にかかりやすいとのことでした。

歯周病菌に感染すると、サイトカインという物質が過剰に出され、歯の組織に炎症が起こることが知られています。しかも、妊婦の場合サイトカイン濃度の上昇は炎症以外に出産開始の合図と見なされるため、体が出産準備ができた合図と判定してしまい、早産につながると言われております。歯周病の妊婦は、そうでない妊婦に比べて約5倍も早産になりやすいとの報告もされています。このことから、妊婦の歯周病の早期発見、早期治療は母子ともの健康の上からも欠かせないものと考えます。

そこでお伺いいたします。一つには、本市の健康づくりの行動計画である「健康さがえ21」が平成22までとして計画されていますが、計画では成人期の歯科保健対策で妊産婦の歯周疾患について取り組みがされているようですが、妊産婦の歯周疾患の重大性を踏まえ、次の計画を策定する場合に妊産婦の歯周疾患対策について明記してはいかがなものか、考えをお伺いいたします。

二つ目には、産前・産後の歯科健康診査の取り組みとして、歯の健康を守るためにも産前・産後における歯科健康診査の導入についていかがなものか、御所見をお伺いいたします。

三つ目には、小学生の入院費の公費助成についてお伺いいたします。

本市における就学前の乳幼児の医療については今現在所得制限がありますが、対象者の95%が該当し、新年度の予算では所得制限と一部負担について撤廃し、完全無料が実現し、就学までの乳幼児は

恩恵が受けられます。この乳幼児の医療費については、これまで急激に進む少子化への有効な子育て支援事業として、たび重なる支援の拡大を図り、市民からも喜ばれてきております。

しかし、小学生になると医療費については3割負担となり、幼少のころは疾病にかかりやすいことが多く、保護者の大きな負担となってしまいます。せめて小学生の入院についての費用を公費によって助成をすることによって、保護者への経済的負担の軽減を図ることが望まれているのではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。子育て中の家庭における不慮の入院による負担軽減策として、小学生の入院費への公的助成についてどのような考えなのか、御所見をお伺いいたします。

以上で第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 那須議員から、少子化対策と衛生行政について何問か御質問をいただきました。順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

初めに、少子化対策推進の取り組みとして「子育て宣言を行ってはどうか」という御提案でございます。先日の施政方針の中でも申しあげましたように、寒河江の未来づくりのための五つの目標のうち、第一の目標として子供からお年寄りまでみんなが安心して暮らせる「安心のまち寒河江」を育てていくことを掲げているわけであります。特に、少子化対策としては社会環境の整備と子育て世代の経済的負担の軽減を図らなければならないということで、迅速に取り組み子育てにおけるそれぞれの時期に適したサービスの充実に努めたいということで申しあげたところでございます。

そういった意味で、子育て支援を総合的、計画的に推進し、子供を安心して産み育てられるような寒河江市を目指して、少子化対策というものに総合的に取り組むこととしているわけであります。

御提案「子育て宣言」ということでありますけれども、実際宣言を採択している自治体を見ますと、「子育て支援都市宣言」というようなところで宣言をしている自治体もあるようでありますけれども、寒河江市といたしましてはこの宣言についてはぜひ市民の皆さんが地域全体で子育てをしていこうという、やはり機運の醸成というものがまず肝要かというふうに私は思っているところであります。ぜひ、その辺の盛り上がりというものを十分見きわめて検討し、判断をしていきたいものだというふうに考えているところでございます。

次に、少子化対策が推進できる組織体制についての御質問でございました。さきの一般質問で國井議員にもお答え申しあげましたけれども、これまで子育て関連の業務については健康福祉課内の複数の課で分担して実施をしてきたところでございます。そうした子育て関連の業務を総合的に推進し、今日の子育て支援に対する市民の皆様のおさまさまニーズにスピーディーにかつ効果的に対応していくために、来年度21年度から子育てに関する業務を集約して所掌する、仮称でありますけれども「子育て支援室」を設置することといたしているところでございます。

係の名称等についてお尋ねがございましたけれども、従来の児童家庭係で担当している業務に加えて、乳幼児医療や予防接種、食育に関することも担当する係として、これも仮称でありますけれども「子ども支援係」と、母子保健を担当する「母子保健係」を設けていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、「子どもすこやかプラン」の前期計画の進捗状況と後期計画への取り組みについての御質問でございました。

初めに、平成17年3月に策定し、平成21年度が目標年度となっております前期計画の進捗状況でございますけれども、全体的に見ますとおおむね順調に進んでいるのではないかと考えているところでございます。特に、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブでありますけれども、御案内のとおり平成19年度に寒河江市寒河江中部小学校区のわんぱくクラブが二つになったということや、白岩小学校区に新たにさくらっこクラブが開校したことなどによりまして、目標数値を上回る進捗状況になっているわけであります。

しかしながら、一方で保護者の勤務形態の多様化に対応し、日曜や祝日に保育を実施するいわゆる休日保育事業、また病気の回復期に一時的に預かる病後児保育などについては、現在のところ目標数値には至っておらない状況であります。そういった状況になっているところでございます。

そこで、後期計画についてでありますけれども、策定に当たったのスケジュールとその考え方でございます。後期計画策定に当たったの基本的な考え方でございますけれども、当然のことながら前期計画の実施状況を踏まえ、またその成果と課題というものを十分検証しながら、平成22年度から26年度までの期間について子供をはぐくむ環境づくり、子育てと仕事の両立支援、さらには子供を見守る地域づくりなどの柱を立てまして、策定をしまいたいというふうに考えているところでございます。来年度21年度におきまして、後期計画の素案づくりの検討をしていくために、関係課による庁内検討会を設置いたしますとともに、幅広い観点からの検討を行うため、健やかプランの策定委員会も設置をしていきたいというふうに考えているところであります。

具体的なスケジュールといたしましては、国で示しております市町村のスケジュールでは、素案作成完了が11月、計画の決定及び公表が来年の3月ということになってはいるわけではあります。寒河江市といたしましては平成22年度予算に反映させていきたいということから、できればことしの10月ころまでにプランを作成していきたいというふうに現在考えているところであります。

次に、病児・病後児保育の取り組みについてお答えを申し上げます。

先ほど、前期計画の進捗状況の中で、病児・病後児保育の取り組みについては目標数値には至っていない旨のお答えを申しあげましたが、既に軽い軽度の病後児の預かりにつきましては、ファミリー・サポート・センターで対応してきているところであります。21年度からは会員の研修を実施いたしまして、病後児の預かりについても対応できるように、その充実を図ってまいることになっているわけでありまして、病児・病後児保育の取り組みについては今後とも課題の一つでありますので、後期計画の中でどう反映させていくのか、さらに検討をしまいたいというふうに考えているところでございます。

次に、衛生行政について何点か御質問がございましたので、順次お答えを申し上げます。

妊婦健康診査についてであります。急速な少子化が進展している今日、本市におきましても出生数が減少傾向にあるわけでありまして、人口1,000人当たりの出生数の割合である出生率を見ますと、平成8年には9.6でありましたが、平成19年には8.6ということで、1ポイント減少になっているわけでありまして。

元気なまちづくりを進めていくためには、この出生率を上げていくということが大きな課題であり、そのためには子供たちを安心して産み育てられる環境づくりが大変大事であります。そのために、妊婦の方が費用の負担をせずに必要な回数の健診を受けられるように、この2月から妊婦健診の助成対象をこれまでの5回から14回に拡大をしているところでございます。このことで、女性の方々も安心して妊娠、出産ができるようになるのではないかとというふうに思っているところでございます。この制度改正につきましては、2月中に対象となる方々に個別に通知をさせていただきましたほか、市報にも掲載をして周知を図っているところでございます。

また、これまで里帰り等で県外で健診を受けた場合については助成対象としておりませんでしたけれども、今度からそういった方々も対象とすることになるわけでありまして。領収書と母子健康手帳を

持参して申請をしていただければ、還付になるというところになっているところでございます。

次に、妊産婦の歯周病対策への取り組みはどうかということであります。高齢化の進展に伴い、生活習慣病やこれに起因する要介護者がふえているわけでありまして、社会問題となっていることを受けて、国においては平成11年度にいわゆる「健康日本21」という国民健康づくり運動を策定しているわけでありまして、県におきましても、平成13年3月に「健康文化やまがた21」を策定したわけでありまして、同様に寒河江市におきましても、平成22年度までの健康づくり施策の方向でありますとか具体的な数値目標の設定を盛り込んだ「健康さがえ21」というものを、平成15年の3月に策定したところでもあります。

この「健康さがえ21」では、歯科保健対策の推進については乳幼児期・学童期、それから成人期ということで、それぞれの期間において計画されているところでありまして、妊産婦については成人期の中に包含しているわけでありまして、那須議員御指摘のとおり、歯周病は妊産婦にとって大変重大な疾患であるわけでございます。このため、母子健康手帳を交付する際には歯や口を清潔に保つことや歯科健康診査の受診等について指導してきたところでございます。

そういったことを、次期の計画に盛り込んでいくのかというような御質問でありますけれども、県の方では昨年計画の見直しをしたところでありまして、現在、市の計画についてもその見直しを検討しているところでございます。今後、その見直しの中で対応を検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、産前・産後歯科健康診査の導入についてでございますけれども、現在歯科健診については子供を対象にしているわけでありまして、1歳6カ月健診、3歳児健診、学校健診時に歯科健診を実施しているのは御案内のとおりであります。成人につきましては、これまで40歳以上を対象にして歯周病検診という形で実施してきておりましたが、21年度からはその40歳以上を30歳まで引き下げて実施することとしているわけでありまして、妊産婦の方からも、そういった機会などもぜひ御利用いただきたいというふうに思っているところでございます。

お尋ねの産前・産後歯科健康診査の導入につきましては、現在実施している他市町村、大変少なくなっているわけでありまして、これまで実施してきた市におきましても、かかりつけ医で診査を受ける方が多く、市での健診を受ける方が大変少ないということで中止をしているところもあります。そういった状況を踏まえ、導入につきましては今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、歯の健康づくりは妊産婦に限らず生涯にわたって大変重要な大切なことでもあります。近年、歯に関する関心は高まり、定期的に歯科健診を行っている方も多くなっているようではありますが、まずは虫歯にならない健康な歯づくりが大切であります。そのために、毎日の食生活、歯磨きの慣行など保健指導を実施し、歯の健康づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、小学生の入院費への公費助成についての御質問でございます。保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、県の医療給付制度、乳幼児医療制度、丸乳でありますけれども、改正が予定されているわけでありまして、入院の場合は、一定の条件のもとにことしの7月から、小学校6年生まで医療給付が受けられるようになる見込みであります。市といたしましては、先ほどから何度も申しあげて

おりますけれども、少子化対策の充実という観点から、そうした観点に立って県制度の改正内容がわかった段階で制度改正、さらには予算措置等必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

伊藤忠男議長 那須議員に申しあげます。先ほど「通告番号15番」というふう間違っていると私が記憶しておりますが、もし間違っているようでしたら訂正してください。

那須 稔議員 済みません、通告番号13番、14番というように訂正を願いたいと思います。

先ほど、私の多くの質問に対しまして御回答いただきました。そしてまた、質問と申しますか提案と申しますか、そういうものに対しまして真摯に受けとめていただきながら、御検討いただき御答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。

それでは2問目に入らせてもらいますけれども、子育て宣言につきましては、市長の方からは今後の住民と申しますか市民の皆様方の機運ということを見ながら、宣言についての検討というようなことが御答弁ございました。そして、この子育て宣言につきましては、市長の方でも特に少子化の問題については選挙の方のマニフェストでも先ほどお答えあったように、重点ということにしながら選挙をやられたということで、これからこの少子化問題を進める上で、私も非常に期待するところが大きいわけであります。

それで、この子育て宣言につきましては、先ほど市長からあったように、都市宣言と申しますか、余り多くの自治体ではこの宣言をやっていないようで、要するにこれから少子化に取り組む中で、私はやはり一つの寒河江市の目玉というのであればこの宣言をきちっとして、その中で取り組んでいく必要があるのではないかということで提案させてもらったところでございます。

特にこの都市宣言、大きな都市でもやっているんですが、県サイドと申しますかそういうようなことでも非常に「子供応援宣言」という形でやっているところもございまして、そのような状況を見ますと、少子化対策推進条例というものをつくりながら、その条例のもとでこの子育て宣言を行っている。ですから、先ほど市長からあったように、少子化というものを総合的に取り組むという中で、この少子化に対する宣言ということをやっている都市などもありますので、その辺寒河江市としてこれから市民の機運を見ながらということで宣言されるようでありますから、その辺どういうふうな形での宣言を考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、「子どもすこやかプラン」前期・後期計画でありますけれども、特に後期計画については10月ころまでということでまとめ上げて、それぞれ次年度の予算の方に反映をしていくというような話がありました。これは、平成17年から5年やってきまして、先ほどあったように前期計画で定められたそれぞれの計画というものの目標量と申しますか、そういうものについてはそれぞれ一生懸命やられて到達をするために今まで取り組んできた。そしてその状況から見ますと、先ほどあったようにこの中でも子育てと仕事ということについて非常に目玉を置きながら、この前期計画では進んできたのではないかなと、このように思っているところです。

それで、この前期計画をとる際にもこれはアンケートをそれぞれとっておりまして、そのアンケートをもとにしながら計画を定めております。今回の後期計画についても、先ほど関係課を網羅した検討委員会の立ち上げなどもありましたけれども、そのアンケートをそれぞれとる、今現在とっていらっしゃるかと思っておりますけれども、その辺のアンケートの状況、どういうふうな今状況になっているのか、そして16年のときにはたしか900・900ということで、就学前、それから小学校1年生から6年生までの方には900ということで1,800ほどとったんですが、その辺のアンケートのとり方、今回どういうふうにとられているのか。

そして、これは計画を定める際には要するに市民のニーズと申しますか、そういうものをきちっと

とらえて計画に反映していくということが大事な点だと思いますので、その辺アンケートのとり方、そしてまた回収の仕方、これは前期の計画を見ますと回収率が65%ということで非常に低いです。ですから、回収率を高めるためにはどういふなことをやっているのか。アンケートというのは、非常に市民のニーズをとらえる上で大事なところですので、その辺の取り組みをお聞きをしたいと思います。

それから、仕事と子育ての両立支援ということで、大事な点があるんですけども、次世代支援推進法というものが平成16年にでき上がった際に、要するに特定事業主行動計画ということがその法律の中にも明記されました。これは、要するに企業で今就労している人数等々を加味しながら、その行動計画を策定しなければならないということで決まりがあったわけです。そして、これは平成21年からその法律が変わりまして、今までは300人以上というような企業が対象だったんですが、今回の法律が変わったために100人以上までこの行動計画の義務化になってまいりました。

それで、これは子育てとそれから仕事の両立というようなことが大事な点でありますから、その辺たしかその法律の中では地域協議会を立ち上げるということで明記になっておりますので、これから後期計画を計画する上で私はもう一つ特定事業主との行動計画といいますが、該当する方々の事業主との大きな地域協議会といいますが、そういうものを設置をしながらこの少子化というものに対して取り組んでいく必要があるんじゃないかということで、その辺どういふふうに考えるのかお伺いをしたいと思います。

済みません、ちょっと戻ります。それから、この後期計画の策定のためのプラン策定委員会というのが、先ほど市長からございました。そして、これは策定委員会、その中にどういふふうなメンバーが入ってくるのか。要するに、市民のニーズをとらえるということで策定委員の人選というのは非常に大事な点があるかと思えます。ですから、どういふふうな方をメンバーとして考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、病児・病後児保育でありますけれども、これも前期計画の方で先ほど市長からありましたけれども、目標ということになっておったわけです。そして、これは16年度のアンケート、今回も病児・病後児保育については後期計画をする際にもアンケートをとっていらっしゃるようでありますけれども、これは前期計画の際にはこのアンケートの内容を見ますと、一つは看護師などが自宅に来て子供を見てくれるサービスというのが1点と、それから保育所などの専用スペースで子供を預かってくれるサービスということと、いま一つは医療機関の専用スペースに預かってくれるサービスと、この3点で前回は市民のニーズを調査しておるようです。

これを見ますと、医療機関の方にそれぞれ専用のスペースを設けてくれということが多いんですが、保育所などにも預かってくれる専用のスペースが欲しいというようなサービスもありますので、その辺県内の状況を見ますと、例えば病児対応施設として医療機関に設置になっておったり、あるいは病児対応ということでそれぞれの保育園などに設置になっている状況下などにもありますから、その辺今後の検討課題ということで市長からありましたけれども、どういふふうな形で検討されるのか。後期計画の方にも当然出てくると思いますが、どういふふうに考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

それから、妊婦の健康診査につきましては、今回5回から14回までということで、非常に回数が上がってくると。これは、厚生労働省が指導している回数ということで14回になったということで、非常に子育て世帯にとっては朗報ではないかなと思っております。それで、この妊婦の診査につきまし

ては先ほども市長からありましたけれども、里帰り出産といいますが、県内ではこの受診券が適用になりますけれども、県外に行った場合にこの受診券が適用にならなかったと、これが今まででした。今回については、県外に行ってもそれぞれ適用になるということで、要するに母子手帳とそれから領収書を持ってくるということで、償還払いだと思うんですが、そういうことをやりながら里帰り出産も可能になったということでもあります。

それで、この特例交付金でありますけれども、国の方では平成22年までというようなことを言っているようでもあります。ですから、先ほど2月からスタートをしておりますので、2年2カ月という中での特例交付金ということで市に来ますので、それ以降については今現在では延長のない限り14回、それぞれ今まで5回でしたから、9回については市の方で費用を出していくという形になるんですが、市長の方でその辺のところどういうふう考えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、産前・産後の歯科の健康診査につきましては、これは先ほどもありましたけれども、県内の状況を見ますとそれぞれ市あるいは町でやっているところもあるんですが、先ほど市長の方からはやめているといいますが、どうしてもかかりつけの医者にかかっておって市で実施した妊婦の歯科健診には来る方が少なくなっているという状況があったようでもあります。これは、先ほど市長の方からは21年度からは40歳ということまで年齢が下がってきておりますので、その辺状況的には歯科健診等々ということであるのであれば、私は妊婦を含めながら実施をしてはいかがなものかと。それで、これは先ほど言ったように非常に妊婦の場合は出産時の歯周病というのは大事な点なんです。ですから、その辺を含めながら私は実施していく方向性を御検討をお願いしたいなというように思っているところです。

それから「健康さがえ21」、これが22年までで寒河江市の場合は終了ということで、市長の方からは見直しということでありましたが、県の方も22年から24年までということで、これはたしかがん対策推進計画を含めながら県の方のこの健康計画が2年延長されているようでもありますので、市とすればどういうふう考えているのか。要するに、24年というような何なのか、それからまた新たに23年から新しい健康計画として策定を検討されるのか、この辺考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

それから、小学生の入院費の公費助成につきましては、今これ県議会の方でそれぞれ議案として上程されて審議をされているという内容であります。3月19日にはこれが決まるようでもありますけれども、内容を見ますと所得制限とそれから一部負担金がついてくるということでもありますので、これはできましたならば寒河江市の方でこれから市長の方では検討される、県の方でそれぞれ決まったら市の方ということになるんですが、その際にはぜひともこれ所得制限と一部負担金、これを今後の課題として有効な少子化対策の子育て支援事業というのであれば、ぜひその辺の撤廃について考えていただきたいと思っておりますけれども、この辺についての考え方をお聞きをして2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 最初に、子育て宣言につきましてでありますけれども、先ほど御答弁申しあげましたとおりまだ寒河江市においては、そうした機運の醸成というのがこれからではないのかというようなことを申しあげているわけでありまして。ぜひ、皆さんとともにそうした機運の醸成を図りながら、その状況というものを見きわめた上で、対応を判断させていただければということでございます。

それから、後期計画策定に際してのアンケートの実施状況については、後ほど担当課長の方から御説明申しあげたいというふうに思います。

それから、子育てと仕事の両立支援ということは、これから共稼ぎ世帯も多くなっている状況の中で、企業、事業主の理解というものが大変重要になっているわけでありまして、私どももさらにそういったことも後期計画の一つの大きな柱として、やはり理解をいただきながら子育て支援の対策を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、戻りますけれども、後期計画のプランの検討の委員会のメンバーにつきましても、担当課長の方で検討しておりますので、現時点でわかる範囲内でお答えを申しあげたいというふうに思っているところでございます。

それから、病児保育・病後児保育の問題でありますけれども、先ほど那須議員も御指摘のとおり病児保育と病後児保育というのは子供の状況というのが違うわけですね。病児保育というのは、鶴岡の病院でわきに施設があるという状況であります。ただ、病後児になるとある程度病気は回復したということで、保育施設でも対応が可能だというような状況でありますので、これについてもやはりいろいろな県内でも例がまだそれほど多くはないわけでありましてけれども、ぜひその辺の状況なんかも調査させていただいて、そのあり方について検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、妊産婦の健診の際の予算措置については、もちろん新年度5回から14回までということではありますが、その後についてはどうかということでもありますけれども、現時点では国の方の対応というのはその後はまだ未定だということでもありますので、ぜひ我々としても市長会並びに県も一緒になって引き続きの支援をお願いしていかなければならないというふうに思っているところでございます。そうした今後の状況を見きわめた上で、市として対応をさせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、産前・産後の歯科健康診査についてでありますけれども、先ほども申しあげましたけれども、成人につきましてはこれまで40歳以上を対象に歯周病検診を実施しておりましたが、来年度から30歳ということで引き下げになる予定であります。その辺の状況を見ながら、対応を考えていく必要があるのかなというようなところでございます。

それから、小学生の入院費の公費助成につきましては、先ほど御答弁申しあげたとおりであります。那須議員おっしゃることも大変重々わかるわけでありましてけれども、我々としてはなかなか今の時点では即答は申しあげられませんが、ぜひまず県の対策というものを一緒になって支援していく、その2分の1については市の負担ということになるわけでありまして、まずそこは完全に実施していきながら、次の手をやはり考えていくべきなのではないかというようなことで、今考えているところでございます。よろしく願いいたします。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 まず、すこやかプランの後期計画策定に当たってのアンケートについてでございますが、前回のアンケートについては1,800人からとっておりますが、今度の後期計画につきましても就学前児童については900名、就学児童については900名、合わせて同じように1,800名というふうに関西2月に入ってからアンケートをとりましたので、今ちょうど回収作業の状況であります。

回収の仕方でございますが、就学児童につきましては学校を通じて実施しておりますので、それ相当の回収率になるのではないかとこのように思っています。また、就学前の児童につきましては、郵送でお送りしまして中に返信用封筒を同封いたしまして回収するというような方法でございます。回収率については70%程度を見込んでおるところでございます。

それから、プランの策定委員会のメンバーでございますが、前回と同様な形でやっていきたいというふうに考えております。市内の各種福祉関係、児童関係の団体の代表等、それからPTAとか子供会育成会の連合会、それから幼児教育関係者、かもしかクラブとか、あるいは学校長会、そういった子供に関する団体、組織の方々を選んでやっていきたいというふうに考えています。

それから、子育てと仕事の両立支援という関係での特定事業主との協議ということがありました。それについては、今申しあげました策定委員会とダブる部分があるんですが、次世代育成支援対策推進協議会というものを今つくっておるわけでございますが、これに企業とかあるいは商工会関係のメンバー等も入れまして、より範囲の広い方々から集まっていたいという協議してまいりたいというふうに考えております。

それから、病児・病後児の保育の関係でございますが、市長からもありましたように病院に併設になっているところ、鶴岡市などがあります。それから、保育施設に設置になっているところが、そのほか3市ほどあります。そういったことで、全部で4市で取り組みがなされておりますけれども、常設の病後児保育所の開設につきましては職員体制の確保、あるいは安定した利用者数があることが要件となります。また、病氣回復期の児童を預かるために緊急時の医療機関との連携、そういったことも課題があるのではないかとこのように思っています。そういったことで、前期計画には載せておったところでございますが、実施には至らなかったということでもあります。後期計画につきましては、今回のアンケート等を踏まえまして今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、産前・産後の歯科健診でございますが、市長からもありましたように一般健診が40歳から30歳まで下がっておりますので、そういったところも妊婦の方にも活用していただきたいというふうにも思っておりますが、先ほど市長の方からもありましたように県内では米沢市、酒田市、それから川西町の方で実施してきた経過があります。ただ、米沢市につきましてはかかりつけの医師の方にかかる方がほとんどであって、健診を受ける方が少ないといったことからやめているというようなことがあります。現在は酒田市と川西町でやっているというようなことがあります。そういったことを踏まえながら、その必要性等も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

それから、「健康さがえ21」の見直しについてもありました。今の計画は平成22年度までというふうになっております。先ほどもありましたように、県の計画ががん対策推進計画関係あるいは医療費の適正化計画の関係で平成24年度まで、これまでの22年度までの計画を2年間県の方で延ばしており

ます。そういったことを踏まえまして、寒河江市で23年度から新しくつくるか、あるいは今の計画を24年度まで延ばすかということについては、21年度の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

散 会 午後3時08分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。